

始



0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

特210

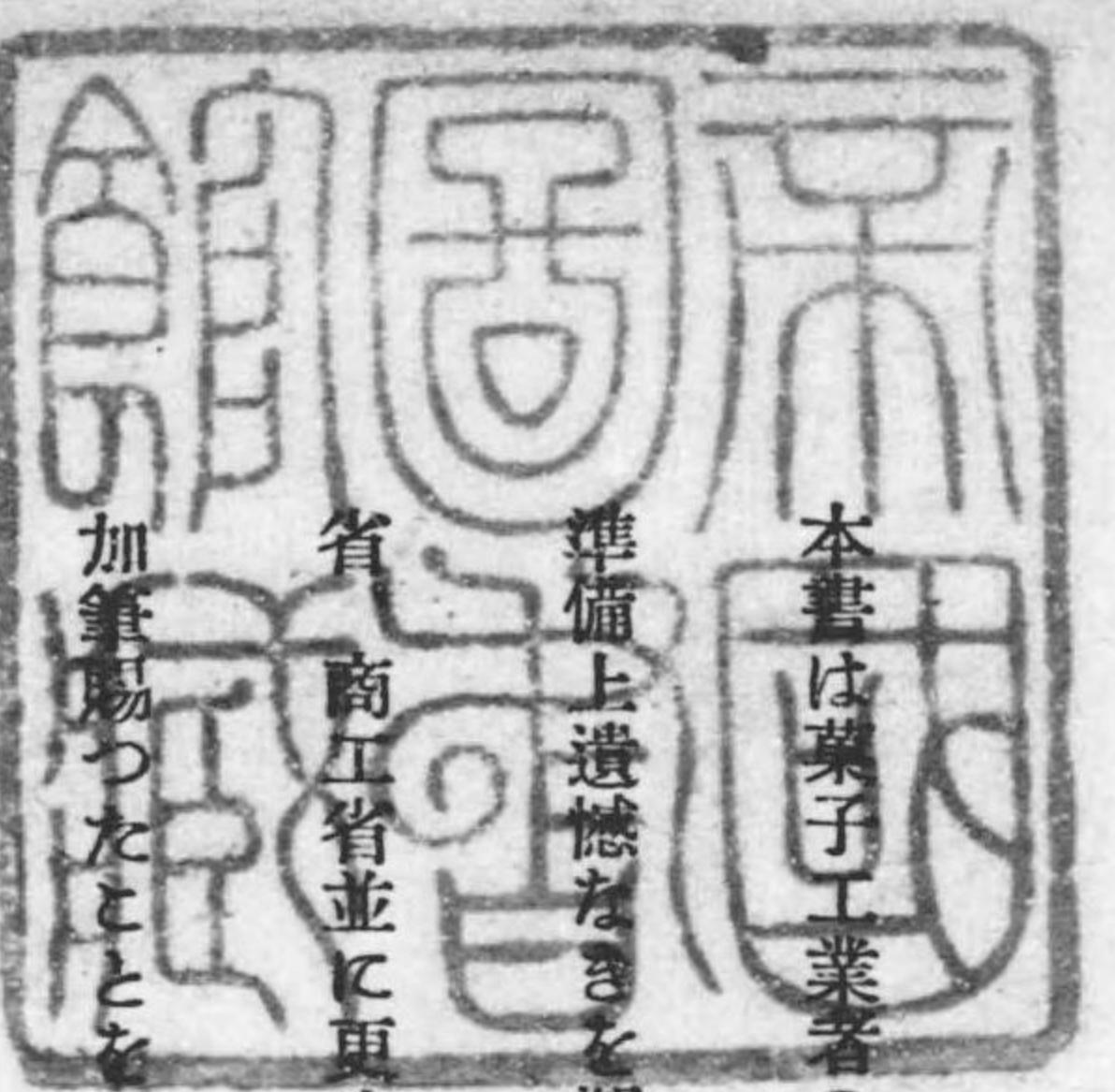
77

昭和十七年四月編纂

國民更生金庫と

菓子製造業者資産評價

日本菓子工業組合聯合會



本書は菓子工業者の資産評價に關して組合指導者が所屬廢業組合員の資産に就いて之が引受

準備上遺憾なきを期するためその手引として編纂したるものであつて之が編纂に際して農林

省、商工省並に再生金庫等關係各御當局が繁劇なる時間をさいて本書のこめに御校閲乃至御

加筆易つたことを厚く感謝する次第である。



特210
71

目 次

一、國民更生金庫設立の趣旨	一
二、國民更生金庫の機構	二
三、轉廢業者資産の評價	三
(一) 國民更生金庫引受資産等の評價方法基準	三
(二) 土地及建物の評價基準と機械業者の資産評價基準	五
四、國民更生金庫の貸付	六
五、菓子製造業者の資産評價基準	九
六、菓子製造業者の國民更生金庫利用の手續	九
七、組合の共助計畫並に利子補給	九
八、附 錄	三
(一) 國民更生金庫引受資産等の評價方法基準	三
(二) 土地及建物の評價基準	三

- (三) 國民更生金庫ノ取扱フ轉廢業者ノ範圍並ニ同金庫ノ引受資產ノ評價ニ
當リ斟酌控除スベキ共助ノ範圍.....二六
- (四) 菓子製造業者資產評價基準.....四一
- (五) 轉廢業者共助施設及共助資產利子補給要綱.....二六
- (六) 菓子工業整理統合要綱.....一四

一、國民更生金庫設立の趣旨

支那事變勃發以來、物資の不足、各種統制の強化、價格の制限輸出貿易の不振等種々の原因によつて、中小商工業部門においては、全面的に活動範圍の縮少機能の變革を餘儀なくされ、所謂轉廢業者簇出の傾向を逐次馴致するに至つた。此れが對策として商工省においては、臨時轉業對策部（現在の振興部）を設置し、専ら諸般の施策を講じて、これに對處して來たのであるが右の情勢は昭和十五年七月に公布された奢侈品等製造販賣制限規則の制定、同年九月の外交轉換に伴ふ物動計畫の改訂に依る民需の削減等に依つて急激に助長され、之に因り我が中小商工業界は一層甚大なる影響を蒙るに至つたのである。茲に於てか政府においては、昭和十五年十月二十二日の閣議において「中小商工業者に對する對策」を決定し、轉廢業對策に劃期的な巨歩を進めたこととなつた。

右の對策中には國民職業指導所國民勤勞訓練所並に國民更生金庫の三施設が含まれてゐるが、就中其の中最も注目すべきものは時局の要請に應じ、轉廢業せんとする者の舊營業用資產の處分、負債の整理等に對する便宜を供與し、以てその犠牲を可及的に僅少ならしめ、以つて轉廢業を急速且容易ならしむる目的を以つて特殊の金融機關を設置することとなつた事であつて此の機關が即ち國民更生金庫である。

二、國民更生金庫の機構

國民更生金庫は先づ前述の閣議決定に基いて、昭和十五年十二月二日、基金貳百萬圓の財團法人として誕生した。然るにその後第七十六議會に於て、國民更生金庫法が通過し、次いで同法並に同法施行令が昭和十六年七月一日より施行せらるゝこととなつた結果、同年同月二十二日、財團法人國民更生金庫を解散して、國民更生金庫法に基く資本金貳千萬圓の特殊法人國民更生金庫の設立を見るに到つたのである。國民更生金庫は、廣汎に涉る轉廢業者の資産引受に應する爲めに其の資本の外に拂込資本金の十倍、即ち二億圓を限度として更生債券を發行する事が出來、言ひ換れば本金庫は最大限二億二千萬圓の資金を運轉する事が出來たのであるが、昭和十七年一月、中小企業の整理統合を促進するため、本金庫を徹底的に強化擴充轉廢業者に對する補償に萬遺憾なきを期するため、「國民更生金庫法中改正法律案」を提出し、從來の資本金二千萬圓を五千萬圓に増資すると共に國民更生債券の發行限度を拂込株金額の十倍より十五倍に引上げたのである。從つて債券の發行高は七億五千萬圓、資本金五千萬圓であるから、金庫の引受ける資產限度は八億圓である。加之、本金庫は其の業務遂行に因り相當の損害を生ずる事を覺悟して、轉廢業者の更生を圖らんとしてゐるのである。而して金庫が受くる事あるべき損失に對し政府に於て損失補償審査會の議にかけ一定の

基準に依り金庫に對し補填する事になつて居るのである。尙從來大藏大臣のなしてゐる補償基準の決定は今後は商工大臣が大藏大臣に協議の上決定する事になつた。

次に國民更生金庫の利用者資格に付ては、本金庫の目的が同金庫法第一條第一項に「時局ノ要請ニ應ジ轉業又ハ廢業ヲ爲ス商工業者等ノ資産及負債ノ整理ヲ促進シ其ノ更生ヲ圖ル」と明記しある通り本金庫は他の金融機關と異り、専ら轉廢業者を對象とするものであつて、一般人を相手とする機關では無く營利は自ら計算の外に於てある事は勿論である。依つて金庫を利用し得る者は本金庫を利用し得るのである。然し本金庫を利用し得る者は、單なる商工業者等であつてはならない。同じ商工業者等でも、轉廢業を爲す者でなければならぬ。そこで問題になるのは轉廢業の範圍であるが、先づ商工業者等が從來の營業を全く廢止して、他の業務又は職業に從事し、又は失業の状態にある所謂全部轉廢業の場合は問題外として、業務を縮少し、業務中の一部門を廢止し、長期休業を餘儀なくせられ、又は企業整備により合同體に參加せる場合は、一體何うなるであらうか？これらの場合でも、特殊の場合を除き、經營狀態が從前に比し著しく低下し又は自己の設備により自己の計算に於て爲す營業を全く停止し、今後これが再開を全く豫想しえない様な場合であれば當然轉廢業と看做すべきであらう。

次に、如何に斯うした轉廢業者であつても、直ちに本金庫を利用し得るとは限らない。

本金庫を利用し得るには、須らく轉廢業の原因が左の國民更生金庫法施行令第一條の事由に該當しなければならぬ。即ち

- 一、時局ニ伴フ經濟統制ノ爲ニスル生產配給、輸出又ハ輸入ノ禁止又ハ制限
- 二、時局ニ伴フ經濟統制ノ爲ニスル生產配給、輸出又ハ輸入ノ機構ノ整理
- 三、國際關係ノ變化ニ基ク輸出又ハ輸入ノ減少

四、前各號ノ事由ニ準ズル事由

等がこれであつて、或る業者が此の四つの内の就れかの事由に基いて現に轉廢業せるか又は轉廢業に準する様な状態に立到つて居るか當該府縣の地方長官が決定することになるのである。即ちその認定権は一に地方長官にあるのである。従つて地方長官の認定なしに自分勝手に轉廢業する所謂自由轉廢業者は、本金庫を利用し得ないわけである。

翻つて、本金庫の業務について見るに同金庫法第十七條第一項によれば、

- 一、轉業又ハ廢業ヲ爲ス商工業者等ノ爲ニスル資產ノ管理又ハ處分
- 二、轉業又ハ廢業ヲ爲ス商工業者等ノ爲ニスル資金ノ融通
- 三、轉業又ハ廢業ヲ爲ス商工業者等ノ爲ニスル債務ノ引受又ハ保證

四、前各號ノ業務ニ附帶スル事業

等が大略本金庫の業務といふことが出来る、その外、同條第二項に依り、本金庫は主務大臣の認可を受け、共助資金の融通等を爲すことが出来る。

三、轉廢業者資産の評價

國民更生金庫が轉廢業者の資産の管理又は處分の引受けを爲し、且此れに資金を融通するその根底を爲すものは資産の評價額である。資産の評價額に基いて管理處分の引受けもし、又これを見返りとして資金の融通もするのである。従つて、資産評價の適不適はまさしく轉廢業者の運命を左右するところであつて、これが決定に當つては特に慎重なる態度を必要とするわけである。

此の意味に於いて、政府に於ても、轉廢業者の資産の評價を本金庫の獨斷に委せることを避け、官民合同の委員會を設けて、そこで評價を行ひ、その評價額に基いて本金庫をして處分の引受け、資金の融通等を行はしめたこととした。この目的のために設けられた委員會が即ち、轉廢業者資産評價委員會であつて、轉廢業者資産評價委員會官制に依り、商工省所管として設置されたものである。

轉廢業者資産評價委員會官制（勅令第二百二十一號、昭和十六年二月八日）次の如し、

轉廢業者資產評價委員會官制

第一條 轉廢業者資產評價委員會ハ轉廢業者資產評價中央委員會及轉廢業者資產評價地方委員會トス

轉廢業者資產評價中央委員會ハ商工大臣、轉廢業者資產評價地方委員會ハ地方長官ノ監督ニ屬ス
轉廢業者資產評價中央委員會ハ關係各大臣ノ諮問ニ應ジ、轉廢業者資產評價地方委員會ハ地方長官ノ諮問ニ應ジ中小商工業者等ニシテ轉業又ハ廢業ヲ爲スモノガ其ノ更生ヲ圖ル爲財團法人國民更生金庫等ニ對シ讓渡其ノ他ノ處分ヲ爲ス資產ノ評價ニ關スル事項ヲ調査審議ス

第二條 轉廢業者資產評價中央委員會ハ商工省ニ之ヲ置ク

轉廢業者資產評價地方委員會ハ道府縣每ニ之ヲ置キ道府縣ノ名ヲ冠ス

第三條 委員會ハ會長又ハ委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條 轉廢業者資產評價中央委員會ノ會長ハ商工大臣、轉廢業者資產評價地方委員會ノ會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ

第五條 轉廢業者資產評價中央委員會ノ委員ハ三十人以内トス

轉廢業者資產評價地方委員ノ定數ハ商工大臣之ヲ定ム

特別ノ事項ヲ調査スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第六條 轉廢業者資產評價中央委員會ノ委員及臨時委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

轉廢業者資產評價地方委員會ノ委員及臨時委員ハ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ地方長官之ヲ命ズ

第七條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ轉廢業者資產評價中央委員會ニ在リテハ商工大臣ノ指名スル委員、轉廢業者

資產評價地方委員會ニ在リテハ地方長官ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第八條 商工大臣ハ必要ニ依リ轉廢業者資產評價中央委員會ニ部ヲ置キ其ノ所掌事項ヲ分掌セシム

ルコトヲ得

部ニ部長ヲ置ク會長又ハ會長ノ指名スル委員之ニ當ル

部ニ屬スベキ委員及臨時委員ハ會長之ヲ指名ス

轉廢業者資產評價中央委員會ハ其ノ定ムル所ニ依リ部ノ決議ヲ以テ委員會ノ決議ト爲スコトヲ得

第九條 委員會ニ幹事ヲ置ク轉廢業者資產評價中央委員會ノ幹事ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ジ轉廢業者資產評價地方委員會ノ幹事ハ地方長官之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ整理ス

第十條 委員會ニ書記ヲ置ク轉廢業者資產評價中央委員會ノ書記ハ商工大臣之ヲ命ジ轉廢業者資產評價地方委員會ノ書記ハ地方長官之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス

第十一條 商工大臣ハ中小商工業者等ニシテ轉業又ハ廢業ヲ爲スモノガ其ノ更生ヲ圖ル爲財團法人國民更生金庫等ニ對シ讓渡其ノ他ノ處分ヲ爲ス資產ノ評價ニ關スル特別ノ事項ニ付轉廢業者資產評價中央委員會ノ諮問ニ應ゼシムル爲專門委員會ヲ置クコトヲ得

地方長官ハ中小商工業者等ニシテ轉業又ハ廢業ヲ爲スモノガ其ノ更生ヲ圖ル爲財團法人國民更生金庫等ニ對シ讓渡其ノ他ノ處分ヲ爲ス資產ノ評價ニ關スル特別ノ事項ニ付轉廢業者資產評價地方委員會ノ諮問ニ應ゼシムル爲專門委員會ヲ置クコトヲ得

第十二條 各專門委員會ハ委員長一人及專門委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス

第十三條 委員長ハ第十一條第一項ノ專門委員會ニ在リテハ轉廢業者資產評價中央委員會ノ委員又ハ臨時委員ノ中ヨリ商工大臣之ヲ命ジ同條第二項ノ專門委員會ニ在リテハ轉廢業者資產評價地方委員會ノ委員又ハ臨時委員ノ中ヨリ地方長官之ヲ命ズ

専門委員ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ第十一條第一項ノ專門委員會ニ在リテハ商工大臣之ヲ命ジ同條第二項ノ專門委員會ニ在リテハ地方長官之ヲ命ズ

附 則

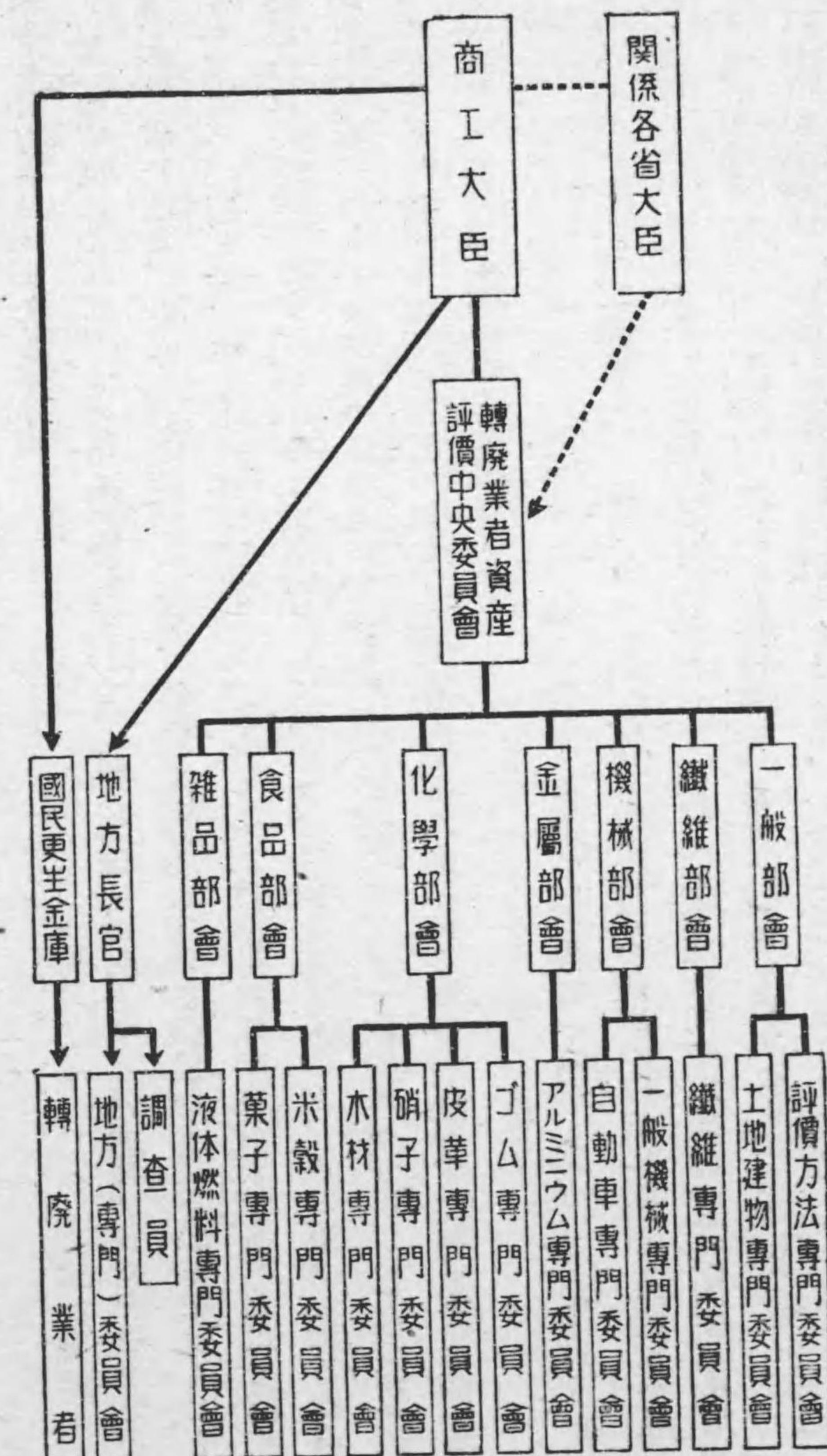
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

以上の官制によれば、先づ中央の機關として、商工大臣を會長とする轉廢業者資產評價中央委員會を商工省に置き、更に地方の機關として、轉廢業者資產評價地方委員會を道府縣毎に置くこととなつてゐる。而して、中央委員會は官民の有力者三十人以内（外に臨時委員若干名）を以て構成し關係大臣の諮問に應じ、中小商工業者等にして轉業又は廢業を爲すものが、其の更生を圖る爲め國民更生金庫に對し、讓渡其の他の處分を爲す資產の評價に關する一般的基準等に付いて調査審議するのである。尙、その下に別表の如き、委員會官制第八條に依る部會及び第十一條に依る専門委員會を設けて、評價各般の適正を期してゐる。

地方委員會は、地方長官を會長とし、地方に於ける官民の有力者（東京大阪は二十人以内、他は十五人以内）を以つて組織し、地方長官の諮門に應じ轉廢業者の資產の評價に關する具體的な事項即ち實際的な評價に就いて調査審議するのである。従つて本金庫は同金庫法施行令第四條に依り、地方長官が地方委員會に諮問して決定した評價額で、資產の引取を爲すことになるのである。

以上の如く機構を整備して直ちに問題となるのは、如何にして本金庫を動かすかといふことである。本金庫を動かすには地方委員會の評價に俟たなければならない。地方委員會をして評價せしめ

轉廢業者資產評價系統圖 (昭一七、二、二五現在)



るには中央委員會に於て評價の基準を示さなければならない。そこで、昭和十六年三月十二日第一回總會を開催し、諸問第一號として商工大臣より「轉廢業者資產評價ノ基準如何」が諸問附議された。

そして、その説明として「戰時統制經濟ノ強化ニ依リ中小商工業者等ニシテ轉廢業ノ已ムナキニ立至ルモノ相當數ニ上ルモノト豫想セラルルヲ以テ今般轉廢業對策ノ一トシテ財團法人國民更生金庫ヲ設立シ轉廢業者ノ資產整理ノ圓滑ヲ圖ルコトニナリタルガ轉廢業促進ノ實ヲ擧ゲシムル爲國民更生金庫其ノ他同業者團體等ニ於テ轉廢業者ノ資產ノ引受又ハ之ヲ擔保トスル貸付ヲ爲スニ當リテハ一應營業ヲ繼續スルモノトシテノ妥當ナル評價額ニ依ラシムルノ要アリ仍テ右ニ關スル評價基準ヲ求ム」が與へられた。

右の説明によると、諸問第一號として要求された資產評價基準は、國民更生金庫と同業者團體等の兩者は夫れく適用するものであつて、國民更生金庫の場合のみに限つてゐるものではない。また、右の基準は一應營業を繼續するものとしての妥當なる評價を求めるものであつて、營業廢止後の不利な條件等をカバーせんとしてゐるものである。約言すれば轉廢業者にとり親心のある評價基準を求めるが、本諸問の本旨であらう。

爾來、中央委員會に於いては、概ねかかる理解のもとに着々審議を進め、既に「國民更生金庫引

受資産等の評價方法基準以下十基準」の答申を終へ、地方廳に於いて夫れく具體的事案につき、此れが適用を試みつゝあるのである。

評價基準の建方は、大體一般と特殊との關係の様に、一般部會に於ける「國民更生金庫引受資產等の評價方法基準」、「土地及建物の評價基準」と、それから機械部會に於ける「機械業者の資產評價基準」とをもつて、轉廢業者の資產評價に關する一般原則とし、爾餘の評價基準はいづれも特殊の業種に限り適用せらる特例をなしてゐるのである。従つて、右の三基準はあらゆる業態を通じて適用され、たゞ例外規定の存する場合に限り、先づ特別基準が適用せられそれに規定無き事項には一般基準の原則が適用せられる建前になるのである。以下、各基準に付簡単に説明する。

(一) 國民更生金庫引受資產等の評價方法基準

本基準は、あらゆる基準中最とも基本的な基準であり、各業種別基準の冒頭に齊しく謳つてある様に、本基準は、次の「土地及建物の評價基準」と共に、特殊の評價基準ある場合を除きあらゆる場合の評價基準に摘要されてゐる。更に又、各業種につき未だ評價基準の設定されてゐない場合は原則として、本基準及「土地及建物の評價基準」が一般原則として適用することになつてゐる。

本基準の眼目は、「第一總則」の第二號第三號及び第四號の三點にある。先づ總則第二號に於いて本基準は原價主義を斥け、時價主義を採用することとなつた。

前述の諸問第一號において、「一應營業ヲ繼續スルモノトシテノ妥當ナル評價」を求むる爲の評價基準が要望されてゐる以上、時價をもつて評價の基準とすることが最も妥當と思はれたからである。即ち、土地・建物・原料・商品・特許權・實用新案權・有價證券等は、いづれも時價又は市價をもつて評價することとし、只機械・設備類については相當多額の運賃据附費を要し、且つ註文製作の多い點から割出して、再取得價額によることとしたのである。ところで、茲にいはゆる時價とは、當該資產の所在地に於ける通常の取引價格であり、市價とは市場に於ける取引價格であり、再取得價額とは新規に取得するとせば必要となるべき價額である。而して、これらの價額を決定すべき評價の時期は何時かといふと、本基準は總則第六號において、「原則トシテ地方長官及國民更生金庫ニ對スル申込書提出ノ時」とした。

第二の眼目は總則第三號において所謂營業權的要素を加味したことである。通常營業權は「暖簾」と呼ばれ、超過收益力の源泉をなしてゐるもので、その組成内容としては、(イ) 商號又は商標の得意先に與へる印象、(ロ) 營業所等の有利なる條件、(ハ) 經營者の優秀なる人格又は技術、(ニ) 従業員の仕事に對する熱意、(ホ) 製造上の秘訣又は秘傳、(ヘ) 生産配給上に於ける獨占的事情、(ト) 此等の各要素に基く人氣等が擧げられてゐる。これによつて營業權を判断すれば、所謂營業權は全資產の集大成した總和であり、事業自體と不可分の關係にあるわけである。従つて、この様に

事業なり總資産なりと有機的に結合されてゐる營業權の評價方法としては、種々あるが本基準に於いては純益額より還元したる金額より有形的な資産の價額を控除する方法を採用することとした。

結局、總則第三號に於いて、「一應營業ヲ繼續スルモノトシテノ妥當ナル評價」を爲すといふ大義名分から、營業權も他の資産同様これを評價することとし、且つこれを獨立の資産として別個に評價處分することを避け、當該營業を組成する各資産に按分加算せらるゝ事になつて居る從つて第二號の各資産の評價額に按分加算されるわけではなく、既に第二號において時價主義を採る建前から、つて初めて營業權要素が評價されるわけではなく、既に第二號において時價主義を採る建前から、或る程度の營業權的要素を加味してゐることである。謂はば、第三號は第二號に洩れた營業權的要素を拾ひ上げるための規定である。總則第三號第一項の還元率一割は、相當議論の岐れるところであらうが、しかし全國的に一應據るべき所を示す必要から、還元率の最大公約數を推定し、此れを一割としたのである。若し、假りにこれに依る結果が著しく不適當と認めらる時は、第三項を援用して營業の種類、地方の實情等より見て適當と認められる程度に是正することが出来るのである。次に、同號第二項は第一項の純益額の算出方法を規定したものであるが、ここで問題となるのは、「必要ナル經費」の範圍である。茲にいはゆる「必要ナル經費」とは、一般會計學上の經費と多少趣きを異にし、自家勞力の評價額の外に役員の賞與、固定資產の償却所要額、地租、家屋税等を包含し、法人稅、所得稅、臨時利得稅、營業稅の諸稅および借入資本の利子等はこれを除外することとしてゐる。

第三の眼目は、零細なる轉廢業者に救濟の手をさしのべてゐることである。即ち、總則第四號において、第二號及び第三號によつて評價した金額が三百圓に満たないときは、右の三百圓を以つて評價總額とすることが出来る様にした。これは、國民更生金庫が轉廢業者の「更生ヲ圖ルコトヲ目的」としてゐる以上當然の措置であるが、同時に轉廢業もまた少くともこの程度までは營業權的因素を評價してもらひ、轉業資金を確保して貰ふことが出来るわけである。

(二) 土地及建物の評價基準と機械業者の資産評價基準

「土地及建物の評價基準」について見るに本基準の重心を爲すものは第二號の規定である。元來、土地及建物の時價の評價方法としては、色々の方法が考へられてゐるのであるが、いづれも一長一短があるのでここでは實行上比較的無難であり、且つ計算上最も便利な賃貸價格による方法を採用することとした。即ち、土地については地租法に基く賃貸價格に年四分二厘の還元率を乗じ、建物については家屋稅法に基く賃貸價格に價格形成委員會の答申に係る還元率を乗じて、それへ土地及び建物の時價を算出することとした。

次に、機械業者の資産評價基準中注意すべき點は、第二號及第三號の規定である。即ち、第二號

は機械、設備等の評價方法を示し、第三號は減價償却額の算出方法を示してゐる。

この基準によれば、機械設備等の評價は公定價格又は協定價格のあるものについてはその價格に依り、然らざるものについては別表による金額に運賃附費等を加算して基本價額を出し、更にこれより減價償却をして算出するのである。ところでこの減價償却額は、基本價額から残存價額を控除した金額に、一般耐用命數に對する経過命數の比を乗じて算出するのである。例へば一般耐用命數が三十年で、既に十年間使用した場合であつても入念に使用したためとか、部分品を取替へたために、今後尙二十五年間使用出來ると認められる場合は、三十年から二十五年差引いた五年償却するわけである。

四、國民更生金庫の貸付

金庫は評價委員會に於て資産の評價が決定すれば、愈々その資産の引受けをなすのであるが、その引受價額は評價委員會に於て決定した評價額によるものであつて例へば一萬圓と評價されば、金庫の引受價格は一萬圓にしてこれが實際は七千圓にしか處分されなかつたとしても、金庫は最初の約束通り一萬圓を轉廢業者に支拂ふのである、反対に、もし一萬五千圓で處分出來たとすると、金庫はその超過分を含めた一萬五千圓を支拂ふのである。

右の引受評價額を金庫が轉廢業者に支拂ふ時期は、引受資產を實際に處分したときを原則とする處分に非常に時間がかかるやうな場合は、最長一年で一應決済し、引受評價額の支拂ひを済ませることとなる。

而し乍ら、實際問題として轉廢業者は、舊債務の整理、轉業轉職等に資産の必要に逼まれてゐる場合が多いので、かゝる方法では即急の間に合はない、よつてこれらの者に對して、金庫は「其の資產又は資産の處分代金を見返とし引受資產の引受評價額を限度として貸付をなすもの」(金庫の業務方法書)である。

その貸付方法は、「轉廢業者の舊業務用以外の資產を擔保として提供せしめ又は保證人を立てしめざる方針」(業務執行方針)である。

又「金庫の貸付金に付いては金庫が轉廢業者に支拂ふべき資產評價相當金額（資產の處分代金が當初の資產評價額に不足する場合は之に對する政府の補償金に相當す）を以て貸付元利金の回収に充當するを原則とする」ものであつて、轉廢業者のその他の資產又は收入に對し債權者としての權利を使使しないのであるから貸付をうけた轉廢業者は、金庫に資產引受價格を以て買取つて貰つたと同様の結果になる、併し金庫は貸付をなすに際して、利用者の必要資金しか貸付けない方針であつて、殘餘の分に對しては、資材が現實に處分された時支拂ふのである。

そして金庫は貸付金に對し、年三分四厘以内の利息を徵收する、これは處分價格の如何に關らず徵收されるものであつて、例へば資產評價額が五千圓と假定し、これに對して金庫の貸付金三千圓とすると、後の一千圓は資材が處分された場合に決済されるので、その際、その期間に應じて貸付金三千圓に對する利息を差引かれるのである。

併しそれ以外には、調査料、手數料は徵收しない。

代金の決済は、金庫對各組合員の關係にあるが、組合を通じて、一切の事務を取扱つた方が便宜であるので、實際の關係は金庫對組合關係になる。

處分價格が、ごく稀に評價額を超過するやうな場合があれば、轉廢業者に對して當初の評價額全額を支拂つた後、その超過額より金庫に於て管理處分に要したる費用、貸付金利子、等を控除したる殘額を轉廢業者に返還することになつてをり、管理處分に要する費用は建前としては、委託者が負擔することとはなつてゐるが、金庫は少くとも引受價格に相當する金額を轉廢業者に交付することが根本的原則であるから、處分價格が引受價格を下る場合に於ては、管理處分に要する費用は實際問題として金庫側が負擔する結果となる。

この場合金庫は引受價格と處分價格との差額内だけは損失（但し、貸付金に對する利息を含ます）となるが、この差損額は政府より補給され、六千五百萬圓が補償されてゐる。

なほこの補償額が不足を生ずるに至れば、必要に應じて政府は増額する方針である。

五、菓子製造業者の資產評價基準

資產評價の一般的基準原則は前述の通りであるが、菓子製造業者の資產評價基準の特色は、砂糖（又は其他の主原料）が根本となり特別なる基準を作成し評價したのである。菓子製造業者の資產評價のうち昭和十六年度砂糖の平均一ヶ月五〇一斤以上の人には前述の一般原則に依つて評價されて引受けられる事になる事は後に説明するが、かく一般原則たる評價基準に依り評價されて引受けられるには何故に菓子製造業者の資產の評價に關して、特別なる評價基準を作らなければならぬ理由は、轉廢業者の數が約六萬人にも上る可能性のある菓子製造業者の資產の評價を、一々一般的基準原則にのみ從つて評價することは、時局下迅速に中小商工業者の整理統合を完遂して、一意高度國防國家建設に邁進せねばならぬ時、國家的な損害になるので、業者の特殊性を考慮し、略合理的であると思はれる評價方法を決定したのである。

以下に於いて特設した資產評價基準を詳細に説明する。

第一條（附錄（四）参照）の本基準は「評價方法基準」及「土地建物の評價基準」の内特例となるもの丈けを規定した故、第一條には其の旨を謳つたのである。即ち第二條以下で評價する以外は全

部「評價方法基準」及「土地及建物の評價基準」で評價すると云ふことを特に述べたのであつて、砂糖の受給量五〇一斤以上の人には此等に依つて評價されることになるのである。

第二條は轉廢業者の資産の中、機械、設備等の評價方法を規定したもので一般基準に依らず、本條の評價方法に依つて評價する事を云つたものである。而して第一項に「他に評價基準の有する場合を除き」と云ふのは、菓子製造業者の資産評價基準制定以前に「機械業者の資産評價基準」が制定してある故、それで評價なし得るものはそれに依ると云ふ事を述べたもので、「モーター」等の如きものである。次に公定價格、協定價格が設定されてゐるものは勿論それに依る事を特に記し「別表第一の價格」とは前に掲載してある價格を指すので、この價格は東京に於ける九、一八停止價格である。それ故、販賣用器具のレヂスターとか什器のケース等は協定價格又は度量衡の如きものには公定價格が設定されてあるので凡て其等を使用する故、別表第一には掲記していないのである。然して^公〔^協〕「別表第一」の何れにも該當しないものは大體に於て非常に小さな器具で消耗品と思はれる故省略したのであるが、機械の中で型式能力の多種類あるもので、該當するものが無い場合には一般評價基準に歸つて再取得價額若しくは再製作價格に依つて評價するのである。

上述の如く當該機械設備等は凡て一應新品の價格が決定されるが更にその上この價格に當該機械設備等の運搬据付等に要すべき費用をも加算して此處に於いて始めて新品を購入し運搬据付其の他の

一切の費用を加へて營業に使用する迄に要した凡ての費用が決定する譯である。以上に於いて新品を購入し營業に供する迄に要した一切の費用が決定するのであるが、その價格を基本にして當該機械設備等の現状を十分に調査し、現状より推察して今後何年位の使用に耐へ得るかを考究するのである。當該機械の耐用年數が三十年で、現在迄に二十五年使用して居るならば一般普通の場合には二十五年間分の減價償却を爲す譯であるが金庫の引受の場合には、譬へ殘存年數が五年であつても現状を調査して地方評價委員會の委員が當該機械に改善を加へ修繕等をしてあるので今後十年の使用に耐へ得ると評價するならば耐用見込年數十年を採用し、評價比率はその年數に該當する系數四〇%を採つて前述の基本とせる價格に乘じて當該機械の現状に基ける評價を爲し得る事になるのである。一例を挙げれば、動力製餡機大型一級品があるとすれば、それは五五〇圓であるからこれに運搬据付に要した費用が例へば一〇〇圓要したとすれば、これを加算して六五〇圓になる。今、當該機械の今後の耐用見込年數が十年であるとすれば系數五〇%を六五〇圓に乗じて三二五圓が當該機械を評價して金庫が引受ける價格となるのである。

次に第二項の意圖する所は全部について評價比率を作成する事は煩雑に耐へないし、且又小器具に就いて一々評價比率を乗ずるのも手數を増す事になるので、別表第一の價格の八割以内で現状を斟酌して適宜評價する事にしたのである。別表第一に掲記してないものも他に評價基準が存し評價

比率系數が存する以外は凡てこれに依つて現状を斟酌して適宜評價する事にしたのである。

第三條は金庫が轉廢業者の資産を引受ける際には、その業者の過去三年間の平均一年間分の純益額を一割の利率を以つて還元したる金額を總營業價額と稱してゐるのであるが、轉廢業者の營業用資產、例へば土地、建物、機械、設備、原料、商品等を評價して其の合計額より大きい場合其の超過額だけを全營業用資産の評價額に夫々按分加算する事と謂ふ前述の一般原則である。而して菓子製造業者の中の多數の轉廢業者の個々に就いて純益額を評價する事は非常な労力を要するので冒頭に述べた如く幾分かは矛盾があらうが、次のやうな擬制を設定して數字的に確定せる總營業價額額を計算して算出せしめる事にしたのである。

第一號に就いて言へば、製菓業界に流れる砂糖の數量は日菓工聯が農林省より指定團體として指定され配給を統制してゐるので、昭和十六年度に於ける砂糖の實受給量は業者個々について判然してゐるのでこれを基準に取る事にしたのである。昭和十四、十五年度は自由取引時代であつたので果して幾何の砂糖が製菓業者の消費せしところか全然不明であるが、自由取引時代の製菓用砂糖の消費量は國內總消費量の大體六〇%と見るのが大過ない處であると、農林省砂糖配給の係官の言であるので、日本砂糖協會の調査に依り國內消費の數字を見ると昭和十四、十五年は夫々一、九三六萬擔、一、七〇二萬擔であるので、製菓用砂糖の類推消費量は夫々一、一六一萬擔、一、〇二一萬

擔となるのである。而して農林省食品局工業食品課が日菓工聯に配給せる昭和十六年度の數量は四八九萬擔なる故、之を基準として前記十四、十五年度の類推消費量を除すれば、十四年度、十五年度は夫々二、二一倍、二、〇八倍となる故、二、二倍、及二倍と規定したのである。

第二號は砂糖百斤當り生産額を規定したのであるが、農林省總務局價格課の調査を借用して公定價格の原料を使用し、規格通りに生産する時は米菓及チョコレートの如きは法外な生産額にのぼるもののは除外して算術平均する時は一四三圓になるとの事であるので、十六年度は一四〇圓と規定し昭和十五年度は公定價格を制定する時、市價より三割位引下げたとの事であるので、還元すると一七五圓餘になるので、一六〇圓と規定し、昭和十四年當時は十六年と略同額であるとの事故、一四〇圓と規定したのである。

第三號、第四號は整備統合要綱と同種類同比率の換算率を提示したまでのもので、第三號は砂糖を主原料とするもの、第四號は其の他のものを主原料とするものをあげ、砂糖一〇〇斤に相當する數量は幾何であると示したものである。

第五號は、第三號、第四號と両方の品種を同時に生産してゐる者の場合で、例を擧げて説明すれば和生菓子とビスケットを製造してゐる業者があるとする。今ビスケットのために主原料として小麦粉四八貫、砂糖二〇斤の受給量を有する場合、和生用の砂糖一五〇斤と、ビスケット用の主原料

たる小麥粉四八貫を砂糖に換算せる二〇〇斤との和である三五〇斤がこの業者の一ヶ月の實受量であるとして、第二號の昭和十六年度の基準量とするのであつて、砂糖の受給量一七〇斤、小麥粉の受給量六〇貫、これを砂糖に換算して二五〇斤、兩者の和である四二〇斤をこの業者の受給量であるとは決してならないのであつて、飽くまで兩者の主原料のみを合計するのである事を銘記して戴きたい。

上述の如く配給する時は、區別して配給されないかもしねいが、地方評價委員を菓子の規格に則とり、生産額より類推して、當該業者の主原料として使用せる受給量を計算して、業者の受給量を不當に膨張せしめないやうに嚴重に評價して戴きたいのである。

第六號は、第五號迄に依つて業者の三年間の生産額が計算される故、それに純益率を乗ずる事に依り、純益額が計算される事を述べたのである。昭和十六年度砂糖一ヶ月平均受給量五〇〇斤迄の者とは、十六年度内の主原料の受給量の總和を十二ヶ月で除した商が五〇〇斤以下の者を指すのであつて、砂糖のみを主原料とする者にとつては問題ないが、第三號と第四號との菓子生産者は兩者の合計の平均受給量が五〇〇斤迄の者に就いて適用されるのであつて、其の他の者に就いては一般原則に依るのである。

何故五〇〇斤迄の業者に就いてのみ適用するかといへば、全國の業者九萬三千の中、五〇〇斤の

受給量を有する者は、七萬五千に登り、八割に當るので、五〇一斤以上は個々に當つて一般原則で純益額を評價しても其の數は莫大な數に達しないと思推したからである。

次に純益率であるが、國民厚生金庫の評價方法基準に於ける純益額とは、「當該營業ノ總收入金額ヨリ必要ナル經費（自家勞力ノ評價額ヲ含ム）ヲ控除シタル額」とあるので、この率の算出に當つては、日菓工聯より、全國の受給量に於いては區分を設け、生產品に於いては各種各様の業者に總收入金額より自家勞力の評價、地代、家賃、勞賃、器具、機械の減價償却額其の他一切の經費を控除したものと申告せしめて、農林省に於いて集計し平均したものである。最低、最高の範圍を設けた事は業主の事情に依り、店舗の有無、器具、機械、設備等の多少に依つて純益額に相違を生じて來る故、地方評價委員が適宜斟酌してこの範圍内に於いて純益率を定めて純益額を算出せしめるやうにしたのである。

生産卸小賣業者と云ふ者が存在するとも考へられるが、此等の者の純益率は當該業者の販賣の卸小賣の比率の大小に依つて、この範圍内に於いて地方評價委員會に於いて、然るべく決定してされるのである。

第七號は別に問題はないと思ふが、前各號を適用して一例を以て、總營業價額を算出して見る事にする。

昭和 16 年度 = 於テ 1 ヶ月平均受給量 100 斤ノ業者ノ總營業價格

第 1 號ニヨリ 昭和 15 年度 昭和 14 年度ハ夫々 200 斤 220 斤

第 2 號ニヨリ 昭和 16 年度ノ生産額 100 斤 × 12 ヶ月 × $\frac{140}{100}$ 圓 = 1.680 圓

" 15 年度 " 200 斤 × 12 ヶ月 × $\frac{160}{100}$ 圓 = 3.840 圓

" 14 年度 " 220 斤 × 12 ヶ月 × $\frac{140}{100}$ 圓 = 3.696 圓

第 6 號ニヨリ 昭和 16 年ノ純益額最低 1.680 圓 × $\frac{30}{1,000}$ 圓 = 50.4 圓

最高 1.680 圓 × $\frac{50}{1,000}$ 圓 = 84.0 圓

" 15 年 " 最低 3.840 圓 × $\frac{30}{1,000}$ 圓 = 115.2 圓

最高 3.840 圓 × $\frac{50}{1,000}$ 圓 = 192.0 圓

" 14 年 " 最低 3.696 圓 × $\frac{30}{1,000}$ 圓 = 110.88 圓

最高 3.696 圓 × $\frac{50}{1,000}$ 圓 = 184.8 圓

$$\text{第 7 號ニヨリ 最低總營業價額} \left(\frac{50.4 \text{ 圓} + 115.2 \text{ 圓} + 110.88 \text{ 圓}}{3} \right) \div 0.1 = 921.60 \text{ 圓}$$

$$\text{最高總營業價額} \left(\frac{184.8 \text{ 圓} + 192 \text{ 圓} + 192 \text{ 圓}}{3} \right) \div 0.1 = 1.536 \text{ 圓}$$

即ち昭和十六年度に於て平均受給量だけの業者は最低最高總營業價額は夫々九一一圓六〇錢、一・五三六圓となるやうである。

備考の説明は、第三條の説明の當初に述べた如く、金庫は營業用資産を評價した額を總營業價額との差額だけを營業用資産に按分加算して引受けてくれる所以あるが、その際運轉資金も營業用資産を組成するものとして一般の評價方法基準に於ては取扱ふのであるが、五〇〇斤以下の弱小製菓業者の運轉資金は營業を組成する資産の中に含まないものと特に明記して運轉資金は總營業價額から控除しない事にしたのである。

國民更生金庫の引受資産を評價する際に當該業者が同業者團體合同企業、存續企業等より所謂配給權、實績權等の代償として相當の共助を受ける場合には總營業價額より右共助の程度、當該轉廢業者の資産、負債及收入の狀況等を考慮し適宜斟酌して減額する事になつて居るのであるが、斟酌減額の程度は共助の範圍に止むるものであつて、共助の額が比較的小額なる時は之を爲めらる事も得るのである。故に菓子製造業者の場合に於て砂糖一斤當り五圓と云ふ共助金が交付される事に

なつて居る故、百斤の受給量の者は最大限に減額されても五〇〇圓と云ふ事になるのであるが、五〇〇圓位の比較的少額の共助金は全額減額されるやうな事は事情にもよるが無い事と思ふ。

今、百斤の受給量の者の營業用資産が三五〇圓に評價された時、この者の總營業價額は、九二一圓六〇錢で同業者團體からの共助金全額五〇〇圓減額されたとすると、四二一圓六〇錢になり、超過額が七一圓六〇錢になるが、これが所謂暖簾代（營業權）とも云ふべきものになるので、この金額が前記評價した資産に按分加算されて金庫に引受けられる事になるのである。

百斤の受給量ある者の營業用資産を評價した場合、五〇〇圓にもなる場合は器具、機械を多數使用する事に依り勞賃等の経費が省かれるので純益額が大になる譯である故、純益率を三分から五分の範圍内で地方委員會に於て適宜斟酌運用されるのである。個人間に於いて實績を譲渡して轉廢業した人々も存續企業體より共助された事になるので組合に實績權を譲渡して轉廢業した人々と同様にこの評價基準により評價される。

企業合同して業主の地位を離れ合同體の一傭人となり在來の設備の一部を合同體に提供し殘部を金庫に委託せんとする場合は一應在來の全部の器具、機械を評價して總營業價額より共助金を控除して營業權的金額を全部按分加算して、然る後金庫に引受けられる物はその按分加算した評價額に依り引受けられる事になるのである。

六、菓子製造業者の國民厚生金庫利用の手續

轉廢業者にして國民更生金庫を利用せんとする者は、國民更生金庫の業務方法書第三號の規定に従つて「主務大臣若は地方長官の指導斡旋の下に其の所屬する商業組合、工業組合、貿易組合又は自動車運送組合等に於て舊業務の整理計畫を樹立することを要する」又、組合に所屬してゐない個人の場合は同四號により「利用者が組合に所屬してゐない場合は地方長官（又は主務大臣）の指導斡旋をうけて單獨に整理計畫を樹てることを要する」と、金庫利用者は組合員であらうと否とに拘らず、取扱方法は何ら異なることはないが、何れも政府の方針に基づくこと、直接的には地方長官の指導を受けて計畫を樹てる事が第一の條件である。

菓子製造業者に就いては、菓子工業整理統合要綱が決定せられ、農林省より各地方廳に通達せられた。

七、組合の共助計畫並に利子補給

金庫が轉廢業者の舊業務用資産を引受けけるに當つては、殘存業者が、轉廢業者に對して、共助の精神に則り財產的援助をなすことを前提條件としてゐる。

國民更生金庫の業務執行方針の「舊業務の整理計畫に關する事項」第六號、第七號は共助計畫を規定したものであつて、即ち、

「組合、同業者團體等に於て組合員等の整理計畫を樹立する場合に於ては可能なる範圍に於て殘有業者をして共助の精神に依り轉廢業者に對し、財產的援助をなさしむる様指導せられたきこと」又つゞいて「前號の共助の方法は別に之を限定せず、例へば一定金額を一時に又は割賦を以て轉廢業者に給付すること（商業者の場合にも斯る事例多かるべし）、存續企業又は合同企業に對する出資持分を轉廢業者に割賦すること、その他當該業種の實情並に主務省の指導方針に應じ各種の方法を考慮せしむるものとすること」

と明かに共助施設について謳つてあり、更に「斟酌控除すべき共助の範圍に關する件」に於ても、「轉廢業者の業務整理に當りては、地方長官の指導斡旋の下に先づ同業者團體、合同企業、存續企業等をして相互共助の精神に則り其の團體、企業等の資力、今後に於ける負擔能力を考慮し適當なる範圍内に於て可及的轉廢業者に對する援助施設を行はしむるものとす」とある。

而して共助の方法は、

「營業用資產の引受」と「金錢給付」の二つあつて、「營業用資產の引受」は「轉廢業者が業務の用に供したる機械設備その他の資產の全部又は一部を合同企業、同業者團體に於て引受るものとす」

（轉廢業者共助施設三號ノ一）とあり「金錢給付」は「轉廢業直前三ヶ年間の平均純益額の三ヶ年乃至十ヶ年分程度を基準とす」と規定されてゐる。

この共助の趣旨は、合同企業態に於て、轉廢業者に對して共助を行ひ、而もそれで足りない場合は、金庫が引受けると云ふ建前を示してゐるのである。従つて組合員のうち、合同企業態に機械設備、或は店舗を提供してゐる場合は、組合はこの施設に對して金庫の買上げと同一方法によつて買上げねばならぬのであり、之を實施しなければ金庫は貸付に應じないことになる。

併し、合同企業態が必要資材を買上げるとなると、これに要する資金のため、經營が困難になる場合がある。政府は豫めかかる場合を豫想して、「共助資金利子補給要綱」を施行、共助全體にかかる「共助資金の貸付」をなすとともに、之に對する、利子を補給することを規定したのである。従つて共助主體は、無利子にて共助資金を借入れされることになるわけである。

借入先は、國民更生金庫である。

八、附 錄

（一）國民更生金庫引受資產等ノ評價方法基準

第一 總 則

一、國民更生金庫方商工業者ニシテ轉廢業ヲ爲スモノノ資產ノ管理處分ノ引受ヲ爲ス場合ニ於ケル評價額竝ニ組合、同業者團體、存續企業又ハ合同企業ニ於テ共助ノ精神ニ依リ轉廢業者ノ資產ヲ

引取ル場合ニ於ケル評價額ハ別ニ定ムル場合ヲ除クノ外本基準ニ依リ之ヲ定ムルモノトス
商工業者以外ノモノニシテ轉廢業ヲ爲スモノノ資產ノ評價ニ付テハ右基準ニ準ズルモノトス

二、資產ノ種類ニ依ル評價ノ基準ハ大要左ノ通りトス

(イ) 土地及建物ハ時價ヲ以テ之ヲ評價ス

(ロ) 機械、設備等ハ其ノ再取得價額ヨリ減價償却ヲ行ヒタル價額ヲ以テ之ヲ評價ス

(ハ) 原料商品等ハ時價ヲ以テ之ヲ評價ス

(ホ) 有價證券ハ市價ヲ以テ之ヲ評價ス

前項ノ各號ニ依リ評價スルコト著シク不適當ト認メラルル場合ニ於テハ直接當該資產ノ取得又ハ製作ニ要シタル費用ヲ斟酌シテ之ヲ評價スルコトヲ得ルモノトス

三、當該營業ノ純益額ヲ年一割ノ利率（別ニ定ムル場合ハ其ノ利率ニ依ル）ヲ以テ還元シタル金額（總營業價額）ガ當該營業ヲ組成スル資產ニ付前號ニ依リ算出シタル評價額ノ合計額ヲ超ユル場合ニハ右超過額ヲ前號ニ依ル各資產ノ評價額ニ按分加算スルモノトス

前項ノ純益額ハ當該營業ノ總收入金額ヨリ必要ナル經費（自家勞力ノ評價額ヲ含ム）ヲ控除シタル金額ニ依ルモノトシ轉廢業直前三箇年間ノ平均ニ依リ之ヲ算出ス

第一項ノ金額（總營業價額）ニシテ著シク不適當ト認メラルル場合ニ於テハ營業ノ種類、地方ノ實情等ヲ斟酌シテ適宜之ヲ變更スルコトヲ得ルモノトス

四、第二號及前號ニ依ル評價額ノ總額ガ三百圓ニ滿タザルモノト認メラルルトキハ右金額（三百圓）ヲ以テ評價總額トスルコトヲ得但シ右ノ評價ハ當該營業ヲ以テ主タル生計ノ資ト爲シ居リタル場

合ニヨリ之ヲ爲スモノトス

五、評價額決定ニ當リ其ノ算定ノ基礎トナルベキ適確ナル數字ヲ求ムルコト困難ナル場合ニ於テハ實情ニ應ジ適宜ノ方法ニ依リ推算シタル數字ニ依ルモ差支ナキモノトス

六、評價額決定ニ當リ時價、市價又ハ再取得價額ヲ定ムル基準トスベキ時期ハ原則トシテ地方長官及國民更生金庫ニ對スル申込書提出ノ時トス

第二 土地及建物ノ評價

一、土地及建物ハ時價ヲ以テ之ヲ評價スルヲ原則トス

二、當該營業ニトリ特ニ有利ナル位置其ノ他當該營業ノ繼續ヲ前提トスル有利ナル條件ハ其ノ儘存
在スルモノトシテ評價ヲ爲スモノトス

三、當該營業ノ爲特ニ土地又ハ建物ニ加ヘタル加工費、改良費、工作費等ハ評價ニ當リ之ヲ考慮スルモノトス

第三 機械、設備、工具什器ノ評價

- 一、機械、設備等ハ之ヲ新規ニ取得スルトセバ必要トナルベキ價額ヨリ當該資産ノ現狀ヨリ勘案シタル減價償却額ヲ控除シタル額ニ依リ之ヲ評價スルヲ原則トス
- 二、前號ノ再取得價額ニハ機械、設備等ノ運搬据付ニ要スベキ費用其ノ他是等資產ヲ營業ノ用ニ供スル迄ニ直接ニ必要トナルベキ費用ヲモ見積リ加算スルモノトス
- 三、第一號ノ減價償却ハ再取得價額ヨリ當該資產ノ殘存價額ヲ控除シタル額ヲ基準トシ同種資產ノ一般耐用命數ヨリ當該資產ノ現狀ヨリ見タル今後耐用見込命數ヲ差引キタル年數ニ相當スル償却ヲ爲スモノトス

四、前各號ノ場合ニ於テ再取得價額ニ據リ難キトキハ再製作價額ニ據ルモノトス

第四 原料、商品等ノ評價

- 一、原材料、貯藏品、製品、商品等ハ時價ヲ以テ之ヲ評價スルヲ原則トス
- 二、半製品、仕掛品等ハ完成ニ要スベキ工程ヲ考慮シ完成品ノ時價ヨリ推算シタル價額ヲ以テ之ヲ評價スルモノトス

三、販賣ニ付禁止又ハ制限ヲ受ケタル商品等ニ付テハ類似商品ノ時價ニ依リ推算シタル價格ヲ以テ之ヲ評價スルモノトス

第五 無體財產權、債權等ノ評價

- 一、特許權、實用新案權、意匠權、商標等ハ時價ヲ以テ之ヲ評價スルヲ以テ原則トス
- 二、賣掛金其ノ他ノ債權ハ債權額ヨリ回收不能見込額ヲ控除シタル額ヲ以テ之ヲ評價スルモノトス
- 三、電話加入権ハ時價ヲ以テ之ヲ評價スルモノトス

第六 有價證券ノ評價

- 一、有價證券ハ市價ニ依リ之ヲ評價スルヲ原則トス
- 二、市場ニ於テ普通賣買セラレズ市價ヲ求ムルコト困難ナルモノニ付テハ同種證券ノ市價ヨリ推算シタル價額ニ依リ之ヲ評價スルモノトス

スモノトス

(二) 土地及建物ノ評價基準

- 一、國民更生金庫其ノ他同業者團體等ニ於テ引受クル轉廢業者ノ資產ノ中土地及建物ノ評價ハ「國民更生金庫引受資產等ノ評價方法基準」ニ準據シ別ニ定ムル場合ヲ除クノ外本基準ニ依リ之ヲ爲

二、土地及建物ノ時價ハ左ノ方法ヲ基準トシ當該土地又ハ建物ノ現狀、地方ノ實情等ヲ斟酌シテ算出スルモノトス

(イ) 土地ニ在リテハ地租法ニ基ク賃貸價格ヲ年四分二厘ノ利率ヲ以テ還元スルモノトス

(ロ) 建物ニ在リテハ家屋稅法ニ基ク賃貸價格ヲ別表ニ掲グル利率ヲ以テ還元スルモノトス但シ家屋稅法ニ基ク賃貸價格ノ決定ヲ見ル迄ハ當分ノ間現行賃貸價格又ハ隣接建物若ハ同種建物ノ

賃貸價格ヨリ推定シタル賃貸價格ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得ルモノトス

三、土地又ハ建物ガ當該營業ニトリ特ニ有利ナル位置其ノ他當該營業ノ繼續ヲ前提トスル有利ナル條件ヲ有スルトキハ此等ノ條件ハ其ノ儘存續スルモノトシ前號ノ評價ニ當リ之ヲ斟酌スルモノトス

四、宅地建物等價格統制令第二條ノ規定ニ價格ノ制限ヲ受クル土地及建物ニ付テハ右ノ制限價格ヲ以テ時價ト爲スモノトス

同令第五條又ハ第六條ノ規定ニヨリ認可ヲ受ケタル土地ニ付テハ其ノ認可價格ヲ以テ時價ト爲スモノトス

五、當該營業ノ爲特ニ土地又ハ建物ニ加ヘタル加工費、改良費又ハ工作費等ハ新規ニ加工、改良又ハ工作等ヲ爲スニ要スペキ價額ヨリ減損價額ヲ控除シタルモノヲ以テ其ノ評價額トシ第二號又ハ

前號ノ評價格ニ加算スルコトヲ得ルモノトス

前項ノ場合ニ於テ土地又ハ建物が他人ノ所有ニ屬スルトキハ加工費、改良費又ハ工作費等ハ單獨ニ之ヲ評價スルコトヲ得ルモノトス

六、土地區劃整理又ハ耕地整理施行中ノ土地ニ付テハ假換地ヲ基礎トシテ評價スルモノトス

七、土地又ハ建物ニ付所有權者ノ負擔ニ屬スル金額中未納額アルトキハ之ヲ控除シテ評價スルモノトス

八、借地上ノ權利ニ基ク有利ナル條件ハ別個ニ之ヲ評價シ建物ノ評價額ニ加算スルコトヲ得ルモノトス

九、評價ヲ爲スニ當リテハ左ノ事項ヲ斟酌スルモノトス
ルコトヲ得ルモノトス

(イ) 當該土地又ハ建物ノ取得原價若ハ製作原價

(ロ) 近隣地若ハ建物又ハ同種土地若ハ建物ノ賣買實例

(ハ) 近隣地又ハ建物ヨリ生ズル賃貸料

(ニ) 不動產銀行又ハ信託會社等ノ評價額

別表

構造	別造	率	(百分率)
木造（木骨造、鐵鋼モルタル塗其他ノ木骨造塗家ヲ含ム）		一三、六八	
煉瓦造、石造、コンクリート造、土藏造		一一、四	
（鐵骨鐵筋コンクリート造、鐵筋コンクリート造及鐵骨造 (鐵骨石造及鐵骨煉瓦造ヲ含ム)）		九、九六	

(三) 國民更生金庫ノ取扱フ轉廢業者ノ範圍並ニ同金庫ノ引受資產ノ評價ニ當リ斟酌控除スベキ共助ノ範圍

國民更生金庫ノ取扱フ轉廢業者ノ範圍並ニ同金庫ノ引受資產ノ評價ニ當リ斟酌控除スベキ共助ノ範圍ニ關スル件

(昭和十六年九月八日藏銀第二十九二九號
大藏省銀行局長商工省振興部長ヨリ各地方長官宛通牒)

國民更生金庫ノ業務執行方針ニ關シテハ本年三月二十六日附藏銀第八二三號ヲ以テ通牒候處過般國民更生金庫法ニ基ク國民更生金庫ノ設立アリタルニ付テハ爾今同金庫ノ取扱フ轉廢業者ノ範圍ニ付

テハ曩ノ通牒ニ據ルノ外左記第一ニ據ルコトトシ、尙同金庫ノ引受資產ノ評價ニ當リ斟酌控除スベキ共助ノ範圍ニ付テハ左記第一、ニ據ルコトト致候條右御了知ノ上金庫業務ノ圓滑ナル執行方ニ付格段ノ御配慮相煩度此段及通牒候也

記

第一 國民更生金庫ノ取扱フ轉廢業者ノ範圍

一、國民更生金庫ニ於テ資產ノ引受ヲ爲スコトヲ得ベキ轉廢業者ノ範圍ハ左ノ通トス

- (1) 從來ノ營業ヲ全ク廢止シ他ノ業務若ハ職業ニ從事シ又ハ失業ノ狀態ニ在ル者
- (2) 相當長期ニ亘リ休業ヲ餘儀ナクセラレ而モ再開業ノ見込立チ難ク轉廢業ト同様ノ事情ニ在ル者
- (3) 業務縮小ノ結果既往一箇年ノ純益額（國民更生金庫引受資產等ノ評價方法基準第一總則第三號第二項ノ算出方法ニ依ル以下同ジ）又ハ今後一箇年ノ純益見込額ガ昭和十二年以降ニ於ケル各年純益額ノ中最高ノモノノ三分ノ一以下トナリ轉廢業ト同様ノ事情ニ在ル者
- (4) 同業者ガ組合（小組合ヲ含ム以下同ジ）ノ共同施設ヲ中心トシテ其ノ企業ヲ整理統合シ之ニ依リ物資ノ配給量ノ減少等ノ事態ニ對處シ或ハ生産、配給等ノ機構ノ整備ヲ圖ル場合ニ於テ左ノ何レカニ該當スル者

(イ) 従前ノ營業ヲ全ク廢止シテ組合ノ從業員トナル者
 (ロ) 自己ノ設備ニ依リ自己ノ計算ニ於テ爲ス營業ヲ全ク停止シ（組合員タル場合ハ其ノ資格ハ一應其ノ儘存續スルモ、營業ハ専ラ組合ノ共同施設ニ依リテノミ行フモノトス）且今後自己ノ設備ニ依リ自己ノ計算ニ於テ再び營業ヲ開始スルコトヲ全ク豫想セラレザル者

(ハ) 手持設備ヲ持寄リ共同作業ヲ爲ス者ニシテ自己ノ設備ニ依ル單獨作業ハ全ク之ヲ廢止シ且今後自己ノ設備ニ依リ再び單獨作業ヲ開始スルコトヲ全ク豫想セラレザル者

(5) 同業者ガ會社ヲ組織シテ其ノ企業ヲ整理統合シ之ニ依リ物資ノ配給量ノ減少等ノ事態ニ對處シ或ハ生産、配給等ノ機構ノ整備ヲ圖ル場合ニ於テ左ノ何レカニ該當スル者

(イ) 會社ノ設立ニ當リ從來ノ營業ヲ全ク廢止シテ會社ノ從業員トナル者

(ロ) 會社ノ設立ニ當リ出資者トシテ之ニ參加シ自己ノ設備ニ依リ自己ノ計算ニ於テ爲ス營業ヲ廢止シ且今後再び開業スルコトヲ全ク豫想セラレザル者但シ設立後ノ會社ノ株式ノ過半ヲ所有スル等事實上個人企業ノ業主ニ等シキ地位ニ在ル者ヲ除ク

二、法人ニ付テハ前號ニ準ズルモノトス

三、兼業者ガ其ノ業務ノ一部門ヲ廢止スル場合ハ原則トシテ業務ヲ縮小シタルモノト看做シ其ノ業

者ノ業務全體ニ付第一號(3)ノ規定ヲ準用スルモノトス但シ特定ノ業種ニ關シ一般的ニ業者ノ整理統合ガ實施セラレタ結果兼業者ガ其ノ業務中當該業種ニ屬スル部門ヲ廢止スル場合ニ在リテハ當該部門ヲ獨立シタル一營業ト看做シ前各號ノ規定ヲ準用スルコトヲ得ルモノトス

四、前各號ノ場合ヲ通ジ轉廢業者ノ範圍ハ原則トシテ昭和十五年十月二十二日「中小商工業ニ對スル對策」閣議決定以後ニ於テ前各號ノ一ニ該當スルニ至リタル者ニ限ルモノトス

五、組合又ハ會社ニシテ第一號(4)ノ(イ)、(ロ)若ハ(ハ)又ハ同號(5)ノ(イ)若ハ(ロ)ニ該當スル者ノ營業用資產ヲ一應組合又ハ會社ニ引取りタル後之ガ管理處分ヲ國民更生金庫ニ委託セントスルモノアルトキハ國民更生金庫ハ之ヲ引受クルコトヲ得ルモノトス

第二 國民更生金庫ノ引受資產ノ評價ニ當リ斟酌控除スペキ共助ノ範圍

一、轉廢業者ノ業務整理ニ當リテハ地方長官ノ指導斡旋ノ下ニ先づ同業者團體、合同企業、存續企業等ヲシテ轉廢業者ニ對シ所謂配給權、實績權又ハ營業權ノ代償トシテ相當ノ給付ヲ爲サシムルト共ナル範圍内ニ於テ可及的轉廢業者ニ對スル援助施設ヲ行ハシムルモノトス

特ニ左ノ何レカニ該當スル場合ニ於テハ地方長官ニ於テ同業者團體、合同企業、存續企業等ヲシテ轉廢業者ニ對シ所謂配給權、實績權又ハ營業權ノ代償トシテ相當ノ給付ヲ爲サシムルト共ニ、國民更生金庫ノ資產引受價額ハ右共助ノ程度、當該轉廢業者ノ資產、負債及收入ノ狀況等ヲ

考慮シ適宜斟酌減額シテ之ヲ決定スルモノトス

(イ) 轉廢業者ノ所謂配給權、實績權等（原材料又ハ取扱商品ノ配給ヲ受クル地位又ハ權利ニシテ法令ニ基カザル事實上ノ地位又ハ權利ヲモ含ム）ヲ特定ノ同業者團體、合同企業、存續企業等ニ於テ承繼シタルトキ

(ロ) 右ノ外同業者團體、合同企業、存續企業等ニ於テ轉廢業者ノ營業ノ全部又ハ一部ヲ承繼シ之ガ爲其ノ純益ガ著シク增加スペキモノト認メラル、トキ又ハ是等團體若ハ企業ニ於テ轉廢業者ノ舊營業ノ廢止ノ影響ニ因リ其ノ純益ガ著シク增加スペキモノト認メラルルトキ
三、前號ノ酌減額ハ國民更生金庫ノ資產引受價額ノ評價方針ニ於テ所謂配給權、實績權又ハ營業權等ノ存在ヲ考慮ニ加ヘ居レル關係上之ヲ爲スモノナルヲ以テ斟酌減額ノ程度ハ右ニ相應ジタル範圍内ニ之ヲ止ムルモノトシ尙共助ノ額ガ比較的少額ナルトキハ之ヲ爲サザルコトヲ得ルモノトス

(四) 菓子製造業者資產評價基準

轉廢業者ノ資產評價基準ニ關スル件

(昭和十七年一月二十四日一七振興部第一四〇號)
(商工省振興部長ヨリ各地方長官宛通牒)

轉廢業者ノ資產評價基準トシテ今般轉廢業者資產評價中央委員會ニ於テ別紙ノ通決定相成リタルヲ

以テ貴官ニ於テ具體的ナル資產評價ヲ爲ス場合ニ於テハ右基準ニ依リ處理相成度此段及通牒候也
追而本件ニ付テハ左記ニ依リ御取扱相成度尙疑義有之候ハバ二月十日迄ニ御申越相成様致度申添候

「菓子製造業者ノ資產評價基準」ニ關スル事項

一、別表ニ掲タル機械設備等ハ菓子製造業者ノ有スル主要ナルモノノミヲ擧ゲタルモノナルニ付
別表ニ掲記ナキ機械設備等ノ評價ハ「國民更生金庫引受資產等ノ評價方法基準」ニ依リ評價スルコト

二、第三號第六項ノ純益率ノ適用ニ當リテハ當該業者ノ營業狀態ヲ斟酌スルノ外所有設備ノ多寡、
店舗ノ有無等ヲ勘案シテ最高、最低ノ範圍内ニ於テ之ヲ行フコト

菓子製造業者ノ資產評價ニ關スル件

(昭和十七年四月二日一七振興部第七一六號)
(商工省振興部長農林省總務局長ヨリ各地方長官宛通牒)

標記ノ件ニ關シ本年一月二十四日附一七振興部第一四〇號ヲ以テ通牒致置候處今般左記ニ依リ運用相成様御了知相成度重而此段及通牒候也
追而本件ニ付疑義有之候ハバ四月十五日迄ニ御申越相成様致度申添候

記

一、個人間ニ於テ實績譲渡ヲ爲シタル者モ總營業價額ヲ評價スルコト

一、總營業價額ヨリ同業者共助金タル廢業交付金ヲ控除スル際ニハ原則トシテ砂糖受給量一斤五圓ノ割合トスルコト

一、個人間ノ實績譲渡ヲ爲セル者ノ控除金ハ可及的ニ賣買金額ヲ控除スルコトトシ、賣買金額判明セザル場合ハ原則トシテ一斤五圓ヲ控除スルコト、但シ道府縣ノ實情ヲ加味シ隣接府縣間ノ連絡協調ヲ保チ同業者間ニ公平適正ヲ缺カザル如ク斟酌シ得ルコト

一、總營業價額ヨリ廢業交付金ヲ控除スル際ハ國民更生金庫引受金額ガ三百圓（物的價格ガ三百圓ヲ超ユル場合ハ其ノ價格）以下ニ成ラザル様考慮スルコト

一、有限會社等ニ受給權ヲ對償トシテ出資セル者ハ總營業價額ヨリ當該出資相當額ヲ同業者共助金トシテ控除スルコト

参考

菓子製造業者資產評價基準第三條第四號ニ於テ砂糖以外ノ主原料ヲ使用スル際砂糖ヲ併用スル使用比率ハ左記ノ如シ

品種	主原料	當砂糖百斤ニ相	
		砂糖百斤數量	主原料ニ對スル比率
白甘辛ビスケット	米米米水	三七貫	○、一四三
焼菓子パン	小麦粉	五五	○、二六六
パン		"	○、○二四
パン		"	○、三三
パン		"	○、六〇
パン		"	○、三〇
食子		一五斤	九一斤
食子		一五斤	四九五斤
食子		一五斤	七五斤

菓子製造業者ノ資産評價基準

一、國民更生金庫其ノ他同業者團體等ニ於テ引受クル菓子製造業者ノ資産ノ評價ハ「國民更生金庫引受資產等ノ評價方法基準」及「土地及建物ノ評價基準」ニ依ルノ外本基準ニ依リ之ヲ爲スモノトス

二、機械、設備等ノ評價ハ他ニ評價基準ノ存スル場合ヲ除キ、公定價格若ハ協定價格又ハ別表第一ノ價格（公定價格若ハ協定價格ノ設定ナキ場合）ト當該機械、設備等ノ運搬、据付等ニ要スペキ費用トヲ加算シタル額ニ、當該機械、設備等ノ現狀ヲ勘案シ別表第二ノ評價比率ヲ乗ジテ之ヲ爲スモノトス

但シ評價比率ノ定メナキモノニ付テハ當該機械、設備等ノ現狀ヲ斟酌シテ別表第一ノ價格ノ八割以内ニ於テ適宜評價スルモノトス

三、「國民更生金庫引受資產等ノ評價方法基準」ニ於ケル總營業價額ハ左ニ依リ算出スルモノトス
1 昭和十六年度砂糖實受給量ヲ基準トシ、昭和十五年度分ハ昭和十六年度分ノ二倍、昭和十四年度分ハ昭和十六年度分ノ二、二倍トス
2 砂糖百斤ニ對スル菓子ノ生產額ハ昭和十四年度ニ於テハ百四十圓、昭和十五年度ニ於テハ百

六十圓、昭和十六年度以降ニ於テハ百四十圓トス

3 和生菓子、洋生菓子、キヤンデー類（白飴ヲ除ク）、掛物類、チヨコレート、キヤラメル、おこし、打物、干菓子、甘納豆、瓦煎餅、油菓（揚豆ヲ除ク）、砂糖漬、乾燥物ノ生産額ハ砂糖ノ

受給量ニ基キ算出スルモノトス
4 白飴、米菓、ビスケット、焼物、パン、煎豆、揚豆ノ生産額ハ左ニ依リ夫々其ノ主原料ノ受給量ニ基キ算出スルモノトス

品種	主原料	砂糖一〇〇斤ニ相當スル數量	
		飴	五五貫
白米飴	水	三七貫	
ビスケット焼物	小麦粉類	二四貫	
煎豆、揚豆	小麥粉類	四〇貫	

5 第三號ト第四號ノ菓子ヲ生産スル者ノ生産額ハ、第三號ノ菓子ノ生産ニ要シタル砂糖ノ受給量ト、第四號ノ菓子ノ生産ニ要シタル主原料ノ受給量ヲ前號ノ表ニ依リ換算シタル量トノ合計

額ニ付第二號ニ依リ之ヲ算出スルモノトス

6 製造業者ノ純益額ハ昭和十六年度砂糖一ヶ月平均受給量五百斤迄ノ者ニ付左表ノ最低最高ノ純益率ヲ前各號ニ依ル生産額ニ適用シテ其ノ範圍内ニ於テ業主ノ事情ニ依リ適宜斟酌シテ之ヲ算出スルモノトス

其ノ他ノ者ノ純益額ニ付テハ「國民更生金庫引受資產等ノ評價方法基準」ニ依リ之ヲ算出スルモノトス

業種別	生産小賣業者		生産卸賣業者		
	砂糖受給量	最低	最高	最低	最高
五百斤マデ	千分ノ三十	千分ノ五十	千分ノ二十五	千分ノ四十	

7 前各號ニ依リ算出セル過去三年間ノ相加平均金額ヲ一割ノ利率ヲ以テ還元シタル金額ヲ總營業價額トス

備考

第六號ノ左表ヲ適用スル場合ニ於テハ「國民更生金庫引受資產等ノ評價方法基準」第一總則
三第一項ノ規定ニ依ル當該營業ヲ組成スル各資產中ニハ運轉資金ハ之ヲ含マザルモノトス

別表 莓子製造機械器具什器價額表

目 次

別表 第一 莓子製造機械器具什器價額表

一、原料調整用機械

- (1) 製餡用機械
(2) 製粉用機械
(3) 攪拌混合泡立用機械

二、煮沸用器具

- (1) 罐
(2) 烤
(3) 鍋

六〇九九九九九

(4) ボイラー 1
 (5) ダイスター 究
 (1) 餅捣機 売
 (2) 白麺台 究
 (1) 伸展器具用 究
 (2) ノシ板、トリ板 究
 (3) パン用ボツクス 究
 (4) ホイロパン醸酵室 究

(1) 麵台 究
 (2) 白麺台 究
 (1) 伸展器具用 究
 (2) ノシ板、トリ板 究
 (3) パン用ボツクス 究
 (4) ホイロパン醸酵室 究

(1) 型 究
 (2) 伸展並ニ加工用機械、器具 究
 (3) アップル球斷機 究
 (4) 餅引機 究
 (5) 洗米機 究
 (6) ドロップロール機 究
 (7) 餅切斷機 究
 (8) 型押機、種盛機 究
 (9) 掛物機械、器具 究

六、伸展並ニ加工用機械、器具

(1) デセール機
 (2) キヤラメル切斷機
 (3) アップル球斷機

(4) 餅引機

(5) 洗米機

(6) ドロップロール機

(7) 餅切斷機

(8) 型押機、種盛機

(9) 掛物機械、器具

七、焼物用器具

(3) 火天竈

火

釜

合

(2) 烧物用器具

火

合

(1) 火床

火

合

(4) 七
輪

(5) 瓦斯バイブ
八

八、仕上用器具

(1) セイロ
八
八

(2) ワタシ
重
金
金
金
金

九、附屬品

(1) 御重類、鳥ノ子重
六
六
六
六
六

(2) パン用附屬品
七
七
七
七
七

(3) 梓
八
八
八
八
八

二、特種器具

(1) 鰯焼火鉢
八
八
八
八
八

(2) 今川焼
九
九
九
九
九

一、販賣用器具什器

(1) 瓶
九
九
九
九
九

別表 第二 耐用見込命數ニ依ル系數評價比率表

九二二〇四

別表 第一 葉子製造機械器具什器價額表

一、原料調整用機械

(1) 製餡用機械

名稱	動力製餡機								
手迴製餡機	" " 小 "	" " 小 "	" " 小 "	" " 小 "	" " 小 "	" " 小 "	" " 小 "	" " 小 "	" " 小 "
手迴製餡機	大型								
一斗五升用	一級品	二級品	三級品	二級品	三級品	二級品	三級品	二級品	一級品
一斗用	三級品	二級品	一級品	二級品	三級品	二級品	三級品	二級品	一級品
	五五〇、〇〇〇	四五〇、〇〇〇							
	九〇〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	七五〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇
	五〇〇、〇〇〇								
	三〇〇、〇〇〇								
	一五〇、〇〇〇								
	九五〇、〇〇〇	七二〇、〇〇〇	七二〇、〇〇〇	九五〇、〇〇〇	九五〇、〇〇〇	九五〇、〇〇〇	九五〇、〇〇〇	九五〇、〇〇〇	九五〇、〇〇〇

名稱	動力餡煉機			動力餡ノ遠心分離機			動力用大型			亞mondロール機
(2) 製粉用機械	小	大	升	小	大	升	小	大	中型	動力用大型
動力用大型	型式、能力又ハ寸度	型式、能力又ハ寸度	型式、能力又ハ寸度	動力用大型	動力用大型	動力用大型	動力用大型	動力用大型	中型	動力用大型
中型	固 定 式	移 動 式	ダブル式	プロペラ式	エンマ式	エンマ式	二七吋用	二四吋用	二〇吋用	二〇吋用
	九〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
	九〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
	九〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
	九〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
	九〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇

煉瓦 製 籠	名稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
石 製 籠	(1) 篠 籠	釜一個用 鐵釜二尺二寸迄 一尺七寸迄	八五、○○	
瓦 製 籠		釜一個用 鐵釜二尺二寸迄	八五、○○	" " 釜二倍 一個用

二、煮沸用器具

手廻泡立機	動力泡立機	動力泡立機	動力泡立機
鋁力製	銅製	銅製	アルミニウム製
アルミニウム製	アルミニウム製	アルミニウム製	アルミニウム製
二袋用モーター付	大型一馬力付	中型 $\frac{1}{2}$ 馬力付	小型 $\frac{1}{4}$ 馬力付
三袋用 "	大型一馬力付	中型 $\frac{1}{2}$ 馬力付	小型 $\frac{1}{4}$ 馬力付
	大型一馬力付	中型 $\frac{1}{2}$ 馬力付	大型一馬力付
	中型 $\frac{1}{2}$ 馬力付	中型 $\frac{1}{2}$ 馬力付	中型 $\frac{1}{2}$ 馬力付
	小型 $\frac{1}{4}$ 馬力付	大型一馬力付	大型一馬力付
	五袋用モーター付	大型一馬力付	大型一馬力付
	三袋用 "	中型 $\frac{1}{2}$ 馬力付	中型 $\frac{1}{2}$ 馬力付
		中型 $\frac{1}{2}$ 馬力付	中型 $\frac{1}{2}$ 馬力付
		小型 $\frac{1}{4}$ 馬力付	大型一馬力付
		大型一馬力付	大型一馬力付

59

動力攪拌機 (ケーリキミキサー)	動力混合機 (ハンミキサー)	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
		二、五〇〇、○〇	二五〇、○〇	
		一、九〇〇、○〇	八五〇、○〇	
		一、二〇〇、○〇	五〇〇、○〇	
		二、五〇〇、○〇	八〇〇、○〇	
		一、七〇〇、○〇	二五〇、○〇	
		一、三〇〇、○〇	八〇〇、○〇	
		四〇、○〇	八〇〇、○〇	
		三八、○〇	八〇〇、○〇	
		三一、○〇	八〇〇、○〇	
		三〇、○〇	八〇〇、○〇	
		一八、○〇	八〇〇、○〇	

58

攪拌混合泡立用機械	機	機	機	機
	大型一馬力用	大型一馬力用	大型一馬力用	大型一馬力用
	小型 $\frac{1}{2}$ 馬力用	特大型三馬力用	大型一馬力用	大型一馬力用
	二五〇、○〇	八五〇、○〇	五〇〇、○〇	八〇〇、○〇

サ ワ リ	名 稱	(3) 鍋(鐵、銅、アルミニウム)	型式、能力又ハ寸度	價 額	備 考
" "	鐵板手打錫引(仕上リ重量三貫五百匁内經一尺三寸)	"	二貫三百匁内經一尺一寸	六四、〇〇	九七、〇〇
" "	三貫匁	三貫匁	一斗用	八四、〇〇	
" " "	一貫匁	一般用	大型	九七、〇〇	

サ ワ リ	名 稱	二 重 釜	名 稱	壓 力 釜	二 重 釜
	業務用	"	瓦斯	"	鐵製移動竈
	業務用	"	"	"	口經二尺五寸
	業務用	"	"	"	二尺四寸
	業務用	"	"	"	二尺三寸
	業務用	"	"	"	二尺二寸
	業務用	"	"	"	二尺一寸
	業務用	"	"	"	一尺八寸
	業務用	"	"	"	一尺七寸
	業務用	"	"	"	一尺六寸
	業務用	"	"	"	一尺五寸
	業務用	"	"	直經二尺五寸	型式、能力又ハ寸度
		"	"	二尺	
		"	"	一尺六寸	
		"	"	一尺	
			"		五〇〇、〇〇
			"		四三〇、〇〇
			"		三五〇、〇〇
			"		八五〇、〇〇
			"		六砲割金增製

瓦 斯	鐵製移動竈	口經二尺五寸	一尺七寸迄	七五、〇〇	一五〇、〇〇
	"	"	"	九五、〇〇	一〇〇、〇〇
	"	"	"	五八、〇〇	三〇、〇〇
	"	"	"	八〇、〇〇	三五、〇〇
	"	"	"	一〇〇、〇〇	三二、〇〇
	"	"	"	"	"

ボ
一
ズ
(泡
立)

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
鐵板手打製淵巻兩面 錫引深一尺六分	口經一尺二寸 深九寸六分	口經一尺三寸 深一尺四分	口經一尺四寸 深一尺二寸	口經一尺五寸 深一寸五分	口經一尺六寸 深一寸八分	口經一尺七寸 深四寸	口經一尺八寸 深四寸八分	口經一尺九寸 深五寸四分	口經一尺十寸 深六寸五分	口經一尺一寸 深六寸	口經一尺二寸 深六寸	口經一尺三寸 深七寸四分	口經一尺四寸 深七寸八分	口經一尺五寸 深八寸	口經一尺六寸 深八寸	口經一尺七寸 深八寸	口經一尺八寸 深八寸	口經一尺九寸 深八寸	口經一尺十寸 深八寸	口經一尺十一寸 深八寸	口經一尺十二寸 深八寸	口經一尺十三寸 深八寸	口經一尺十四寸 深八寸	
アルミニューム板仕上り 四百匁深五寸四分	アルミニューム板仕上り 五百匁深六寸	アルミニューム板仕上り 五百匁深七寸	アルミニューム板仕上り 五百匁深八寸	アルミニューム板仕上り 五百匁深九寸	アルミニューム板仕上り 五百匁深一尺	アルミニューム板仕上り 五百匁深一尺一寸	アルミニューム板仕上り 五百匁深一尺二寸	アルミニューム板仕上り 五百匁深一尺三寸	アルミニューム板仕上り 五百匁深一尺四寸	アルミニューム板仕上り 五百匁深一尺五寸	アルミニューム板仕上り 五百匁深一尺六寸	アルミニューム板仕上り 五百匁深一尺七寸	アルミニューム板仕上り 五百匁深一尺八寸	アルミニューム板仕上り 五百匁深一尺九寸	アルミニューム板仕上り 五百匁深一尺十寸	アルミニューム板仕上り 五百匁深一尺十一寸	アルミニューム板仕上り 五百匁深一尺十二寸	アルミニューム板仕上り 五百匁深一尺十三寸	アルミニューム板仕上り 五百匁深一尺十四寸	アルミニューム板仕上り 五百匁深一尺十五寸	アルミニューム板仕上り 五百匁深一尺六寸			
一三、五〇	一六、〇〇	一〇、五〇	一一、五〇	一二、五〇	一四、〇〇	一七、五〇	二三、〇〇	二二、〇〇	二一、〇〇	二〇、〇〇	一九、〇〇	一八、〇〇	一七、〇〇	一六、〇〇	一五、〇〇	一四、〇〇	一三、〇〇	一二、〇〇	一一、〇〇	一〇、〇〇	九、〇〇	八、〇〇	七、〇〇	六、〇〇

ツ
メ
ナ
ベ

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
アルミニューム製一貫目二付	アルミニューム製一貫目二付	アルミニューム製一貫目二付	アルミニューム製一貫目二付	アルミニューム製一貫目二付	アルミニューム製一貫目二付	アルミニューム製一貫目二付	アルミニューム製一貫目二付	アルミニューム製一貫目二付	アルミニューム製一貫目二付	アルミニューム製一貫目二付	アルミニューム製一貫目二付	アルミニューム製一貫目二付	アルミニューム製一貫目二付	アルミニューム製一貫目二付	アルミニューム製一貫目二付	アルミニューム製一貫目二付	アルミニューム製一貫目二付	アルミニューム製一貫目二付	アルミニューム製一貫目二付	アルミニューム製一貫目二付	アルミニューム製一貫目二付	アルミニューム製一貫目二付	
手打製口經一尺二寸 五百匁深六寸	手打製口經一尺二寸 五百匁深七寸一分	手打製口經一尺二寸 五百匁深八寸	手打製口經一尺二寸 五百匁深九寸	手打製口經一尺二寸 五百匁深一尺	手打製口經一尺二寸 五百匁深一尺一寸	手打製口經一尺二寸 五百匁深一尺二寸	手打製口經一尺二寸 五百匁深一尺三寸	手打製口經一尺二寸 五百匁深一尺四寸	手打製口經一尺二寸 五百匁深一尺五寸	手打製口經一尺二寸 五百匁深一尺六寸	手打製口經一尺二寸 五百匁深一尺七寸	手打製口經一尺二寸 五百匁深一尺八寸	手打製口經一尺二寸 五百匁深一尺九寸	手打製口經一尺二寸 五百匁深一尺十寸	手打製口經一尺二寸 五百匁深一尺十一寸	手打製口經一尺二寸 五百匁深一尺十二寸	手打製口經一尺二寸 五百匁深一尺十三寸	手打製口經一尺二寸 五百匁深一尺十四寸	手打製口經一尺二寸 五百匁深一尺十五寸	手打製口經一尺二寸 五百匁深一尺六寸	手打製口經一尺二寸 五百匁深一尺七寸	手打製口經一尺二寸 五百匁深一尺八寸	
二八、〇〇	二八、〇〇	二八、〇〇	二八、〇〇	二八、〇〇	二八、〇〇	二八、〇〇	二八、〇〇	二八、〇〇	二八、〇〇	二八、〇〇	二八、〇〇	二八、〇〇	二八、〇〇	二八、〇〇	二八、〇〇	二八、〇〇	二八、〇〇	二八、〇〇	二八、〇〇	二八、〇〇	二八、〇〇	二八、〇〇	
五八、五〇	五八、五〇	五八、五〇	五八、五〇	五八、五〇	五八、五〇	五八、五〇	五八、五〇	五八、五〇	五八、五〇	五八、五〇	五八、五〇	五八、五〇	五八、五〇	五八、五〇	五八、五〇	五八、五〇	五八、五〇	五八、五〇	五八、五〇	五八、五〇	五八、五〇	五八、五〇	

金 タ 花 シ	冷 却	鍋	アルミニウム製 アルミニウム製手打製淵巻	六 寸
鍋 ボ		銅 製	"	五寸五分
"		銅 製	"	五寸
アルミニウム製 アルミニウム製手打製淵巻		銅 製	"	五寸
アルミニウム製 アルミニウム製一貫目ニ付		銅 製	"	五寸
アルミニウム製 アルミニウム製一貫目ニ付		銅 製	"	五寸
九寸一尺二寸 一貫目ニ付銅		銅 製	"	五寸
六寸一八寸一〇〇匁ニ付 銅製		銅 製	"	五寸
アルミニウム製		銅 製	"	五寸
九、〇〇		銅 製	"	五寸
六、五〇		銅 製	"	五寸
三、五〇		銅 製	"	五寸
二、〇、〇〇		銅 製	"	五寸
三、〇、〇〇		銅 製	"	五寸
九、〇〇		銅 製	"	五寸

ボ イ ズ (手 付)	銅 製	一貫目ニ付	"	"	"	"	"	"	"
アルミニウム製手打製淵巻	アルミニウム製	一貫目ニ付	"	"	"	"	"	"	"
深口經一尺八寸 八寸									
四百匁 八寸	七百匁 八寸								
六寸五分	七寸								
一貫 目 九寸 五分	一貫 目 九寸 二寸								
仕上 り重 量 一百匁 一尺 四寸 三分									
一 一、五〇	九、五〇								
三 五、〇〇	五 一、五〇								
三 三、〇〇									
八、三〇	九、五〇								

石 名	稱	(2) 白
白 大	型 式、能 力又 ハ 寸 度	直 經一 尺五 寸 御影 石
	價 額	三八、〇〇

餅 搗 機 名 稱	(1) 餅 搗 機	三、製餅用機械、器具
野 口 式	鐵製 小一尺六寸—一尺七寸	二二、〇〇
一般アンダル四本柱式 網代式(大ツキ小ツキ兩用)	價 額	二三、〇〇
" (單 式) 捻り出シ機	價 額	一八、〇〇

名 稱	(5) ダ イ ス	型 式、能 力又 ハ 寸 度	價 額	備 考
ダ イ ス 鐵 製 大一尺十二寸二寸	四〇〇、〇〇			
" 中一尺八寸—二尺	二三〇、〇〇			
" 一尺五寸釜用	一八〇、〇〇			
" 一尺四寸釜用	一五〇、〇〇			
輕便ボイラ一尺六寸釜用				
二尺酸素加工				
二尺リペツト加工				
一尺五寸釜用				
一尺四寸釜用				

四、伸展用器具

名稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
木製麵臺	三尺角以上ノモノ 三尺角ノモノ 長横六尺	一尺平 二吋	
桂製			

(1) 麵臺

名稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
トノリシ板	一尺角ニ付 上檻製板正五分厚 中丈巾丈巾一尺二寸 下丈巾丈巾一尺九寸五分	一、〇〇 一、六〇	
板			

(2) ノシ板、トリ板

名稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
パン用ボツクス	蓋付桂製板一寸二分厚 一板寸厚 深巾長五尺八寸尺	七〇、〇〇 九五、〇〇	

(4) ホイロパン醸酵室

名稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
ホイロパン醸酵室 杉製六號鐵板四〇枚差 八號鐵板四〇枚差	"	八〇、〇〇	

五、加工用器具

(1) 型	名稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
食パン型	標準三斤型 鐵板製蓋付厚板製	二、三〇		
菓子パン鐵板	十枚取上寸法一尺一尺三寸 深一寸四分	一、八〇		
菓子パン鐵板	八枚取上寸法一尺一寸一尺四寸 薄厚	一、六〇		

拔頭燒付型	饅頭燒付型	カステラ差込型	硝子製錦玉型	菓子パン天板	洋生用ケーキ型	六枚取上寸法一尺三寸一尺八寸 深一寸四分	薄口
"	"	"	銅型	"	ブリキ製 バイ皿	"	
鍍金付鐵又ハ鍼力 真鍮製	銅製	二五付	六ツ付	八ツ付	二〇付	一六付	一〇枚
生菓子用 大							

煎 餅	羊 羹	シ カ ン 糖 型	ハ シ 付 カ ス テ ー ラ 餡 入 型
型	舟 型	型	
" "	大 型	木 硝 子 製 製	銅 取 付 付 付
千 筋 型	唐 草 型	一 尺 六 寸	九 ツ 付 付 付
三 丁 用 二 重 格 子 一 組	三 丁 用 二 重 格 子 一 組	一 尺 二 寸	一 〇 〇 付 付 付
三 三 、 〇 〇	四 〇 、 〇 〇	一 、 五 〇	一 、 五 〇
三 五 、 〇 〇	四 〇 、 〇 〇	一 、 五 〇	一 、 五 〇
五 型 種 高 煎 餅 最 低 價 格	五 型 種 高 煎 餅 最 低 價 格	五 型 種 高 煎 餅 最 低 價 格	五 型 種 高 煎 餅 最 低 價 格

73

カ ス テ ー ラ 釜	小	中
銅 製 斤 釜	三 寸 一 六 寸 (三 本 付)	"
銅 製	七 寸 一 九 寸 (三 斤 釜)	"
銅 製	六 寸 一 八 寸 (二 斤 釜)	"
銅 製	五 寸 一 七 寸 (一 斤 半 釜)	"
銅 製	四 寸 一 六 寸 (一 斤 釜)	"
銅 製	二 寸 一 六 寸 (五 本 付)	"
銅 製	一 四 、 〇 〇 (四 本 付)	"
銅 製	一 三 、 〇 〇 (三 本 付)	"
銅 製	一 八 、 〇 〇 (二 本 付)	"
鉢 カ ス テ ー ラ 釜	九 、 五 〇 (一 斤 釜)	"
鉢 カ ス テ ー ラ 釜	一 六 、 〇 〇 (一 斤 釜)	"
鉢 カ ス テ ー ラ 釜	二 〇 、 〇 〇 (一 斤 釜)	"
鉢 カ ス テ ー ラ 釜	一 四 、 〇 〇 一 六 、 〇 〇 一 八 、 〇 〇 二 〇 、 〇 〇 二 二 、 〇 〇 二 四 、 〇 〇 二 五 、 〇 〇	二 四 、 〇 〇 二 五 、 〇 〇 二 五 、 〇 〇 二 五 、 〇 〇 二 五 、 〇 〇

72

木

角玉型一組	"	二七、〇〇	二八〇
三丁用平型一組	"	三一、〇〇	
十丁一組、瓦、龜ノ子型、無地	"	三〇、〇〇	
五徳型七丁一組	"	二四、〇〇	
カルシユーム煎餅型一丁	"	一八、〇〇	
村雨ゲス付六ツ付	玉露用ゲス付	二、八〇	
麥落雁四ツ付ヨリ六ツ付	麥落雁四ツ付ヨリ六ツ付	二、五〇	
アラコ落雁六ツ付	アラコ落雁六ツ付	二、七〇	
金花糖木型	打物用木型 櫻材	二、三〇	
打物用木型 櫻材	打物用木型 櫻材	二、〇〇	
斤賣小落雁	斤賣小落雁	二、〇〇	
木地巾二寸八分	木地巾二寸八分	二、〇〇	
長一尺三寸五分	長一尺三寸五分	二、〇〇	
斤賣小落雁下水板付	斤賣小落雁下水板付	二、〇〇	
木地巾二寸八分	木地巾二寸八分	二、〇〇	
長一尺三寸五分	長一尺三寸五分	二、〇〇	

二八〇
ナリ

六、伸展並ニ加工用機械、器具

(1) デセール機

名稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
デセール機	二號型	二五〇、〇〇	

(2) キヤラメル切斷機

名稱	型式、能力又ハ寸度	手廻シ用
備考	八〇、〇〇	備考

(3) アツブル球斷機

名稱	型式、能力又ハ寸度
備考	四八、〇〇

(4) 餘引機

名稱	型式、能力又ハ寸度
備考	三五〇、〇〇

(5) 洗米機

名稱	型式、能力又ハ寸度
備考	二四〇、〇〇

(6) ドロツプロール機

名稱	型式、能力又ハ寸度
備考	四五、〇〇

(7) 餘切斷機

名稱	型式、能力又ハ寸度
備考	四八、〇〇

(8) 型押機、種盛機

(1) 瓦斯
七、燒物用器具

名稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
電氣竈	二〇K W 六枚取鐵板十二枚入	二、三〇〇、〇〇	
	一六K W "	一、八〇〇、〇〇	
	一二K W 八枚取鐵板八枚入	一、四〇〇、〇〇	
	八K W "	八五〇、〇〇	
	四K W "	四八〇、〇〇	
瓦斯竈	二段式八枚取上下四枚	六〇〇、〇〇	
石炭コークス竈	一段式大型八枚取二枚竝ビ 一段式間口二尺二寸奥行二尺	三五〇、〇〇 二〇〇、〇〇	
四 六 八 枚 枚 枚 入 入 入	十 入 入 入	一、〇〇〇、〇〇 一、〇〇〇、〇〇 一、〇〇〇、〇〇 一、〇〇〇、〇〇 一、〇〇〇、〇〇	四〇〇、〇〇 六〇〇、〇〇 八〇〇、〇〇

名稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
迴轉平鍋(金平糖機)	手迴シ用	一、五〇〇、〇〇	
掛物機械、器具	動力用	一、二〇〇、〇〇	
掛物壺	本トタン製	八〇〇、〇〇	
艷掛機	" " 動力用	五五〇、〇〇	
盛機	カルシューム煎餅用	一二〇、〇〇	
型押機	"	一八、〇〇	

(2) 天火釜

名稱	木炭 瓦斯 釜	瓦炭 火床	木炭 火床	瓦斯 火床	木炭 火床	瓦斯 火床	木炭 火床	瓦斯 火床	木炭 火床
中型間口二尺二寸	大型間口二尺五寸	小型間口二尺	中型間口二尺二寸	大型間口二尺五寸	中型間口二尺二寸	大型間口二尺五寸	中型間口二尺二寸	大型間口二尺五寸	中型間口二尺二寸
高行一尺八寸	高行一尺八寸	高行一尺八寸	高行一尺八寸	高行一尺八寸	高行一尺八寸	高行一尺八寸	高行一尺八寸	高行一尺八寸	高行一尺八寸
六七寸	六七寸	六七寸	六七寸	六七寸	六七寸	六七寸	六七寸	六七寸	六七寸
寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸	寸寸寸寸寸寸寸寸寸寸
一〇〇、〇〇	八〇〇、〇〇	一〇〇、〇〇							
備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考

80

名稱	木炭 火床	木炭 火床	木炭 火床	木炭 火床	名稱	木炭 火床	木炭 火床	木炭 火床	名稱
燒板(一文字鍋)	一貫目二付	一貫目二付	一貫目二付	一貫目二付	燒板(一文字鍋)	一貫目二付	一貫目二付	一貫目二付	燒板(一文字鍋)
銅製	一貫目二付	一貫目二付	一貫目二付	一貫目二付	銅製	一貫目二付	一貫目二付	一貫目二付	銅製
一尺二寸一一尺五寸									
價額	一五、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇	一五、〇〇	價額	七八、〇〇	七八、〇〇	七八、〇〇	價額
備考									

(4) 七輪

名稱	瓦斯七輪(ペーナー)	木炭七輪	木炭七輪	木炭七輪	型式、能力又八寸度	型式、能力又八寸度	型式、能力又八寸度	型式、能力又八寸度	型式、能力又八寸度
小	大	中	大	中	大型	中型	大型	中型	大型
中	小	大	中	中	型	型	型	型	型
大	"	"	"	"	二重	二重	二重	二重	二重
型	型	型	型	型	型	型	型	型	型
型	型	型	型	型	型	型	型	型	型
一〇、〇〇	一五、〇〇	二五、〇〇	一〇、〇〇	二五、〇〇	三五、〇〇	三五、〇〇	三五、〇〇	三五、〇〇	三五、〇〇
備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考

(5) 瓦斯パイプ

81

八、仕上用器具

(1) セイロ

名稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
セイロ	蒸物用角セイロ檜製板厚正六分五厘	八、七〇	
"	内經一尺五寸深三寸八分	六、九〇	
"	内經一尺四寸深三寸八分	五、九〇	
"	内經一尺三寸深三寸八分	五、七〇	
"	内經一尺二寸深三寸八分		
"	内經一尺一寸深三寸八分		

蒸物用角セイロ檜製板厚正六分五厘	内經一尺五寸深三寸八分	七、二〇
楓製正板八分厚	内經一尺五寸深三寸八分	五、八〇
"	内經一尺五寸深三寸八分	四、五〇
"	内經一尺五寸深三寸八分	四、二〇
"	内經一尺五寸深三寸八分	四、〇〇
"	内經一尺五寸深三寸八分	三、八〇
"	内經一尺五寸深三寸八分	三、六〇
"	内經一尺五寸深三寸八分	三、四〇
"	内經一尺五寸深三寸八分	三、一〇

(杉材使用ニ天モ同價額)

九、附屬品

(1) 御重類、鳥ノ子重

名稱	御重類	鳥ノ子重	名稱	御重類
"	"	"	四重臺付 (上等品)	"
"	"	鳥ノ子重	(普通品)	一二、〇〇
"	"	四升用	"	二五、〇〇
"	"	三升五合用	"	一七、〇〇
"	"	二升用	"	一八、〇〇
"	"		"	一〇、〇〇
"	"		"	一三、〇〇
"	"		"	二二、〇〇
"	"		"	四重臺付 (上等品)

" 並 杉大貫 " 小型中樅製 "

" 並 杉大貫 "

一、七〇 九〇

一、八五

名稱	パン用附屬品	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
(3) 柵	パン用鐵板差シ	楕製板厚五分内經一尺八寸角 楕製 内部漆塗 一尺八寸	三〇、〇〇	

名稱	蒸芋角付 羊羹ス 木柵	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
(3) 柵	パン用鐵板差シ	楕製板厚五分内經一尺八寸角 楕製 内部漆塗 一尺八寸	三〇、〇〇	
"	"	楕製板厚五分内經一尺八寸角 楕製 内部漆塗 一尺八寸	一、八〇	
"	朴製十斤 高巾長角 二尺五六寸 一尺八寸 一尺二寸角	一尺三寸角	一、一〇	
"	カステラ木柵	一尺四寸角	一、〇〇	
"		一尺二寸角	三、四〇	
"		一尺八寸	八〇	

淺口

今 川 燒 火 床	今 川 燒 型	名 稱	(2) 今 川 燒
木炭火床	瓦斯火床	銅 製	銅 燒 型 式、能 力又八寸 度
" "	" "	六〇付	六〇付
六〇付	二八付	四〇付	四〇付
四八付	二八付	六〇付	六〇付
四八付	二八付	四〇付	四〇付
三八〇〇	三〇〇〇	四五〇〇	五八〇〇
三八〇〇	三〇〇〇	四五〇〇	一八〇〇
三八〇〇	三〇〇〇	四五〇〇	三五〇〇
三八〇〇	三〇〇〇	四五〇〇	四三〇〇
三八〇〇	三〇〇〇	四五〇〇	五五〇〇

89

鯛 燒 火 鉢	名 稱	(1) 鯛 燒 火 鉢	名 稱
"	上部銅飾付	"	上部銅飾付
銅 燒 型	一丁	二級品	一級品
型 式、能 力又八寸 度		型 式、能 力又八寸 度	
價 額	二〇、〇〇	價 額	六五、〇〇
備 考		備 考	

88

二、販賣用器具什器

(1) 瓶

" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "	" "
二八付	四〇付	四八付					

名稱	型式、能力又八寸度	備考	價額	型式、能力又八寸度	備考	名稱	型式、能力又八寸度	備考
砲彈	大		六、五〇	六、五〇		橫瓶	小	
丸	大		四、五〇	四、五〇		角	中	
型	小		一、五〇	一、五〇		型	大	

陳列番重	塗番重	名稱	(2) 番重(塗) 塗以外八仕上用器具參照	地球型	尺寸	尺寸	尺寸	尺寸
小	中	大	型式、能力又八寸度	"八	"九	"一	"一尺二寸	"一尺三寸
型	型	型		寸	寸	尺	寸	寸

價額	備考	三五、〇〇	八、〇〇	七、〇〇	四、〇〇	三、〇〇	一、〇〇	一、〇〇	四、〇〇	五、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	二、〇〇	一、〇〇	二、〇〇	三、〇〇	二、〇〇	一、〇〇
二、三〇																		

別表 第一 耐用見込命數ニ依ル系數評價比率表

一、原料調整用機械

(1) 製餡用機械	
耐用見込命數	年 %
25	100
24	97
23	94
22	91
21	88
20	85
19	82
18	79
17	76
16	73
15	70
14	66
13	62
12	58
11	54
10	50
9	46
8	42
7	38
6	34
5	30
4	26
3	22
2	18
1	14
0	10

(2) 製粉用機械	
耐用見込命數	年 %
三	100
○	97
○	94
○	91
○	88
○	85
○	82
○	79
○	76
○	73
○	70
○	66
○	62
○	58
○	54
○	50
○	46
○	42
○	38
○	34
○	30
○	26
○	22
○	18
○	14
○	10

(3)	アモンドロール機
攪拌混合泡立用機械	粉 製
泡 泡 混 合 拌	糖 粉
立 立 合 拌	機 機
機 機 機 機	アモンドロール機

三 三 三 三
○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○
年 年 年 年
年 年 年 年

二、煮沸用器具

耐用見込命數	年 %	系 數
30	100	
29	97	
28	94	
27	91	
26	88	
25	85	
24	82	
23	79	
22	76	
21	73	
20	70	
19	67	
18	64	
17	61	
16	58	
15	55	
14	52	
13	49	
12	46	
11	43	
10	40	
9	37	
8	34	
7	31	
6	28	
5	25	
4	22	
3	19	
2	16	
1	13	
0	10	

(1) 篠

瓦 煉 鐵 製

斯 移 動

籠 篠

(2) 篠 壓 二 錄

力 重 篠 篠

籠 篠 篠

(3) 鍋

サワリ(鐵、アルミニューム製)

ツメナベ(")

ボーズ(泡立、手付)(鐵、アルミニューム製)

冷却鍋(")

(鐵、アルミニューム製)

(4)

ボイラ

(鐵、アルミニューム製)

金花鍋

一〇年

ボイラ(小型二尺五寸酸素加工)
("二尺")

(輕便ボイラ一尺六寸釜用)

一尺五寸釜用)

一尺四寸釜用)

一〇年

耐用見込命數	系 數	
	年	%
10	100	
9	90	
8	80	
7	70	
6	60	
5	51	
4	42	
3	33	
2	24	
1	15	
0	5	

ボイラ(小型三尺リベット加工)
("二尺五寸")

("二尺")

一五五年

四、伸展用器具

耐用見込命數	年	%	系 數
20	100	100	
19	96	96	
18	92	92	
17	88	88	
16	84	84	
15	80	80	
14	76	76	
13	72	72	
12	68	68	
11	64	64	
10	60	60	
9	55	55	
8	50	50	二 二 二
7	45	45	○ ○ ○
6	40	40	年 年 年
5	35	35	
4	30	30	
3	25	25	
2	20	20	
1	15	15	
0	10	10	

(2) 白	(1) 餅 搗 機	三、製餅用機械、器具
石白（大直經一尺五寸御影石） (小直經一尺四寸御影石)		二 二 二

耐用見込命數	年	%	系 數
40	100	100	
39	98	98	
38	96	96	
37	94	94	
36	92	92	
35	90	90	
34	88	88	
33	86	86	
32	84	84	
31	82	82	
30	80	80	
29	78	78	
28	76	76	四 四 四 四 四
27	74	74	○ ○ ○ ○ ○
26	72	72	年 年 年 年 年
25	70	70	
24	68	68	
23	66	66	
22	64	64	
21	62	62	
20	60	60	
19	58	58	

耐用見込命數	系 數	年	%
20	100	20	100
19	96	19	96
18	92	18	92
17	88	17	88
16	84	16	84
15	80	15	80
14	76	14	76
13	72	13	72
12	68	12	68
11	64	11	64
10	60	10	60
9	55	9	55
8	50	8	50
7	45	7	45
6	40	6	40
5	35	5	35
4	30	4	30
3	25	3	25
2	20	2	20
1	15	1	15
0	10	0	10

五、加工用器具

(1) 型

菓子パン天板
カステーラ釜
棹カステーラ釜

耐用見込命數	系 數	年	%
20	100	20	100
19	96	19	96
18	92	18	92
17	88	17	88
16	84	16	84
15	80	15	80
14	76	14	76
13	72	13	72
12	68	12	68
11	64	11	64
10	60	10	60
9	55	9	55
8	50	8	50
7	45	7	45
6	40	6	40
5	35	5	35
4	30	4	30
3	25	3	25
2	20	2	20
1	15	1	15
0	10	0	10

(3) パン用ボックス

二〇年

耐用見込命數	系 數	年	%
30	100	30	100
29	97	29	97
28	94	28	94
27	91	27	91
26	88	26	88
25	85	25	85
24	82	24	82
23	79	23	79
22	76	22	76
21	73	21	73
20	70	20	70
19	67	19	67
18	64	18	64
17	61	17	61
16	58	16	58
15	55	15	55
14	52	14	52
13	49	13	49
12	46	12	46
11	43	11	43
10	40	10	40
9	37	9	37
8	34	8	34
7	31	7	31
6	28	6	28
5	25	5	25
4	22	4	22
3	19	3	19
2	16	2	16
1	13	1	13
0	10	0	10

六、伸展並ニ加工用機械、器具

(7)	(5)	(3)	(2)	(1)	(1)
飴 切 断 機	洗 米 機	アツブル球 断機	キヤラ メル切 断機	デセ ル機	デセ ル機
—	—	—	—	—	—
○	○	○	○	○	○
年	年	年	年	年	年

		系 數		迴轉平鍋（金平糖機）	耐用見込命數	年	%
		年	%				
18	56	40	100	30	100	20	100
17	54	39	98	29	97	19	96
16	52	38	96	28	94	18	92
15	50	37	94	27	91	17	88
14	48	36	92	26	88	16	84
13	46	35	90	25	85	15	80
12	44	34	88	24	82	14	76
11	42	33	86	23	79	13	72
10	40	32	84	22	76	12	68
9	37	31	82	21	73	11	64
8	34	30	80	20	70	10	60
7	31	29	78	19	67	9	55
6	28	28	76	18	64	8	50
5	25	27	74	17	61	7	45
4	22	26	72	16	58	6	40
3	19	25	70	15	55	5	35
2	16	24	68	14	52	4	30
1	13	23	66	13	49	3	25
0	10	22	64	12	46	2	20
		21	62	11	43	1	15
		20	60	10	40	0	10
		19	58	9	37		
				8	34		
				7	31		
				6	28		
				5	25		
				4	22		
				3	19		
				2	16		
				1	13		
				0	10		

		系 數		掛 機	耐用見込命數	年	%
		年	%				
(9)	(8)	20	100	物	掛	20	100
(6)	(4)	19	96	機	物	19	96
(9)	(8)	18	92	械	機	18	92
(6)	(4)	17	88	器	械	17	88
(9)	(8)	16	84	具	機	16	84
(6)	(4)	15	80	盛	機	15	80
(9)	(8)	14	76	機	械	14	76
(6)	(4)	13	72	器	具	13	72
(9)	(8)	12	68	引	掛	12	68
(6)	(4)	11	64	機	物	11	64
(9)	(8)	10	60	引	物	10	60
(6)	(4)	9	55	機	機	9	55
(9)	(8)	8	50	二	掛	8	50
(6)	(4)	7	45	二	物	7	45
(9)	(8)	6	40	二	機	6	40
(6)	(4)	5	35	二	械	5	35
(9)	(8)	4	30	二	器	4	30
(6)	(4)	3	25	二	具	3	25
(9)	(8)	2	20	二	引	2	20
(6)	(4)	1	15	二	機	1	15
(9)	(8)	0	5	二	械	0	5

七、燒物用器具

(1) 瓶

年	系 數
年	%
20	100
19	96
18	92
17	88
16	84
15	80
14	76
13	72
12	68
11	64
10	60
9	55
8	50
7	45
6	40
5	35
4	30
3	25
2	20
1	15
0	10

(1) 瓶

年	系 數
年	%
20	100
19	96
18	92
17	88
16	84
15	80
14	76
13	72
12	68
11	64
10	60
9	55
8	50
7	45
6	40
5	35
4	30
3	25
2	20
1	15
0	10

(5) (4) (2)
瓦斯
七
天
火
瓦
斯
巴
イ
ブ

石炭 コーグス 釜	一	一	一	一
火	○	○	○	○
瓦斯	年	年	年	年
巴	年	年	年	年
イ	年	年	年	年
ブ	年	年	年	年

九、附屬品

(2) パン用附屬品

パン用鐵板差シ

三〇年

(1) 瓶

年	系 數
年	%
10	100
9	90
8	80
7	70
6	60
5	51
4	42
3	33
2	24
1	15
0	5

一、販賣用器具、什器

(1) 瓶

一五年

耐用見込命數	年	系 數	%
30	100	100	
29	97	97	
28	94	94	
27	91	91	
26	88	88	
25	85	85	
24	82	82	
23	79	79	
22	76	76	
21	73	73	
20	70	70	
19	67	67	
18	64	64	
17	61	61	
16	58	58	
15	55	55	
14	52	52	
13	49	49	
12	46	46	
11	43	43	
10	40	40	
9	37	37	
8	34	34	
7	31	31	
6	28	28	
5	25	25	
4	22	22	
3	19	19	
2	16	16	
1	13	13	
0	10	10	

(2) 番

重 (塗)

一五年

耐用見込命數 年	系 數	
	年	%
15	100	
14	94	
13	88	
12	82	
11	76	
10	70	
9	64	
8	58	
7	52	
6	46	
5	40	
4	34	
3	28	
2	22	
1	16	
0	10	

「参考」菓子製造機械器具什器協定、公定價額表

目 次

一、協定價格

金

釜

度

量

衡

度

量

衡

度

量

衡

度

量

衡

度

量

衡

三七 八六 八六 二七 四三 八三 二七 一〇

「參考」菓子製造機械器具協定、公定價額表

一、協定價額

金

名稱	型式、能力又八寸度	價額	備考
金	銅製 鑄物製	三尺	
羽反	二尺八寸	三三、〇〇	
平	二尺五寸	三七、七〇	
金	二尺	一八、九〇	
羽反	二尺一寸	一三、〇〇	
平	一尺九寸	一〇、四〇	
金		七、八〇	

二、公定價額

普通金

名稱	型式、能力又八寸度	價額	備考
金	銅製 鐵製	一貫目二付	
" " " " " " "	鐵製	一貫目二付	
" " " " " " "	鐵製	口徑二尺二寸	
" " " " " " "	鐵製	口徑二尺一寸	
" " " " " " "	鐵製	口徑二尺	
" " " " " " "	鐵製	口徑一尺九寸	
" " " " " " "	鐵製	口徑一尺八寸	
" " " " " " "	鐵製	口徑一尺七寸	
" " " " " " "	鐵製	口徑一尺六寸	
" " " " " " "	鐵製	口徑一尺五寸	
" " " " " " "	鐵製	口徑一尺四寸	
" " " " " " "	鐵製	口徑一尺二寸五分	

スプリング式自働臺秤 (車ナシ)							
スプリング式自働臺秤 (車付)							
秤面量片							
一五〇 二三貫	一〇〇 二五貫	一五〇 二五〇	五〇〇 二五〇	一二〇 三二〇	二五〇 六〇〇	一五〇 三〇〇	式 貫
"	"	"	"	"	"	"	目盛
一〇〇 二〇〇 匁瓦	二〇〇 五〇〇 匁瓦	五〇〇 五〇〇 瓦	一 瓦	一五〇 〇〇〇 匁瓦	一五〇 〇〇〇 匁瓦	二〇〇 〇〇〇 匁	一 瓦
七三、六〇	七三、六〇	一〇一、四〇	一二二、二〇	一五九、七〇	一〇三、三〇	一二六、〇〇	一六三、四〇

トリド式自働秤	名稱	度量衡	備考
"	"	"	型式、能力又ハ寸度
一貫 五〇〇 〇〇匁	一貫 二〇〇 〇〇匁	一〇〇 五〇〇 匁	一 瓦
"	"	"	價額
一五〇 匁瓦	一二〇 匁瓦	一五〇 匁瓦	一〇五、八〇
二〇〇 匁瓦	一〇〇 匁瓦	二〇〇 匁瓦	一八七、七〇
二二三、〇〇	二一四、〇〇	一〇七、〇〇	二二三、〇〇
二六九、六〇	一八九、〇〇	一〇七、〇〇	一〇七、〇〇

斜面自働上皿秤

秤量							
		"	"	"	"	"	"
八〇〇匁	三〇〇匁	一四〇〇〇匁瓦	八〇〇匁	七二匁	一〇〇匁		
七二匁	一匁	三〇〇匁	三〇〇匁	七二匁	一〇〇匁		
"	目盛	"	"	"	"	"	
一〇二匁	二〇五匁	五一瓦匁	五一瓦匁	一二匁	二〇五匁	五一〇〇匁	
一八、九〇	一八、九〇	一六、四〇	一七、六〇	一五、一〇	一五、一〇	二〇、二〇	

錢折増皿八〇

上皿型自働秤
(萬物掛)

秤量							
		"	"	"	"	"	"
スプリング式	二〇五匁	五〇〇二匁	一四匁	二〇匁	五〇匁	一〇〇匁	二〇〇匁
秤量							
スプリング式小型	二七匁						
目盛							
五二〇瓦匁	一〇瓦	二〇瓦	五〇瓦	一〇〇瓦	二〇〇瓦	五〇〇瓦	一五〇〇瓦
三六、五〇	八、二〇	八、二〇	八、二〇	七三、七〇	七三、七〇	七三、六〇	

錢折增皿八〇

上皿自働秤

二回轉式
秤量一貫六〇〇匁

目盛

一〇匁

一八、九〇

(2) 棒秤

秤量一貫六〇〇匁

目盛

一〇匁

一八、九〇

上皿棹秤

秤量一貫六〇〇匁

目盛

五瓦

價額備考

名稱	秤量	秤量	秤量	秤量	秤量	秤量	秤量	秤量	秤量	秤量	秤量	秤量	秤量	秤量	秤量	秤量	秤量	秤量	秤量
上皿棹秤	三〇匁付	一〇〇瓦	一〇〇瓦																
(2) 棒秤	增鍾延、 量	增鍾貰系 一組付																	

片折皿、 兩折皿ハ八〇錢増シ	"	一貫 二〇匁匁	一貫 二〇匁匁	秤量 三〇匁付	增鍾延、 量	三〇匁 一匁匁	五〇厘 分庭	五〇 一分庭	一五 匁瓦	一五 匁瓦	一五 匁瓦	一五 匁瓦	一五 匁瓦	二一、 九〇	三二、 六〇	二五、 七〇	三二、 八〇	四〇、 二〇	二一、 九〇
-------------------	---	------------	------------	------------	-----------	------------	-----------	-----------	----------	----------	----------	----------	----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------

" "	小型	" "	休ナシ"	" "	" "	" "
" "	"	"	"	"	"	"
一五 六〇 貫瓦	一〇 二五〇 貫瓦	一五 四〇〇 貫瓦	二五 五〇〇 貫瓦	一五 二〇〇 貫瓦	二七 二五〇〇 貫瓦	一、 二〇 五〇〇 貫瓦
" "	"	"	"	"	"	目盛 一五 〇〇〇 匁瓦
二〇 五匁瓦	一五 〇〇匁瓦	一 二〇 〇〇匁瓦	一 二〇 〇〇匁瓦	一五 五〇〇 匁瓦	一八 一〇〇 匁瓦	二五八、 三〇
六三、 二〇	六三、 五〇	八五、 〇〇	一一五、 三〇	一三四、 三〇	一八四、 五〇	

臺 名 稱	型式、能力又へ寸度	價 額	備 考
休付	秤量 二、〇〇〇 舛 目盛 一 舛	四一四、四〇	
休付 貫系增錘一組付	秤量 一、〇〇〇 舛 五〇〇 舛 五〇〇 瓦	二五二、三〇	
五〇〇〇 貫瓦	五〇〇〇 舛 五〇〇 舛 五〇〇 瓦	一七九、七〇	
二〇 舛	二〇 舛 二〇 瓦	一三一、九〇	
五〇 舛	五〇 舛 一〇〇 瓦	一一四、九〇	
一〇〇 舛	一〇〇 瓦	八三、四〇	
二〇 舛	二〇 瓦	五九、九〇	
一〇〇 舛	一〇 瓦	五八、九〇	
目盛 一〇〇 匁瓦	一四二四、七〇		

モ ー ト ル	名 稱																												
		電動機	三相	二馬力	一馬力	½馬力	單相式	½馬力	型式、能力又ハ寸度	小型	秤量	一〇〇貫	五〇〇貫	目盛	休ナシ	増錘瓦、貫二組付	休付	秤量	二〇〇貫	五〇〇貫	目盛	二〇〇貫	五〇〇貫	目盛	二〇〇貫	五〇〇貫	目盛		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	二〇〇貫	一五〇貫	一〇〇貫	五〇〇貫	目盛	"	二五〇〇貫	一五〇〇貫	二五〇〇貫	二七五〇〇貫	一、二〇〇〇〇貫	一、二〇〇〇〇貫	目盛	二〇〇〇〇貫	二〇〇〇〇貫	目盛	二〇〇〇〇貫	二〇〇〇〇貫	目盛		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	一〇〇瓦	二〇〇瓦	二〇〇瓦	一五〇〇瓦	目盛	"	一〇〇〇瓦	一〇〇〇瓦	二〇〇〇瓦	二〇〇〇瓦	一五〇〇〇瓦	一五〇〇〇瓦	目盛	二〇〇〇〇瓦	二〇〇〇〇瓦	目盛	二〇〇〇〇瓦	二〇〇〇〇瓦	目盛		
"	"	"	"	"	"	"	"	"	六五、八〇	六八、〇〇	六八、〇〇	六八、〇〇	目盛	"	二二一、二〇	一四一、八〇	一九三、〇〇	二六八、六〇	四三四、四〇	六二、〇〇	六二、〇〇	六二、〇〇	六二、〇〇	六二、〇〇	六二、〇〇	六二、〇〇	六二、〇〇	六二、〇〇	六二、〇〇

販賣用器具什器

(1) ケース

内線工事費出願費共 シャフトブーレー工事	一尺當り	九〇、〇〇
		一二、〇〇

名稱	型式、能力又ハ寸度	價額	備考
八尺煎餅臺	檜材間口八尺奥行一尺五寸高サ三尺八寸	一八〇、〇〇	
平面式乾菓子ケース	奥行四尺高サ前二尺後二尺五寸	三七五、〇〇	

奥深ケース	四尺乾菓子ケース	五尺乾菓子ケース
"	"	"
奥行四尺 間口三尺 高サ三尺五寸 奥行一尺七寸 高サ一尺二寸 高サ三尺五寸 奥行二尺	間口六尺 高サ三尺三寸 奥行一尺七寸 高サ三尺三寸 高サ三尺三寸 奥行一尺八寸 高サ三尺三寸 奥行一尺八寸 高サ三尺三寸 高サ三尺三寸 棚二枚入天井厚硝子他	奥行一尺五寸 高サ三尺二寸 奥行一尺三寸 高サ三尺三寸 奥行一尺三寸 高サ三尺三寸 奥行一尺八寸 高サ三尺三寸 奥行一尺八寸 高サ三尺三寸 棚二枚入天井厚硝子他
"	"	"
全部厚硝子様無シ	完全厚硝子組合セ防濕 完全十八コマ	完全厚硝子組合セ防濕 完全廿四コマ(勾配)
九〇、〇〇	一八〇、〇〇	一八五、〇〇
七五、〇〇	一一八、八〇	六〇、〇〇
荷造費	"	"
"	"	荷造費

兩 丸 ケ 1 ス		五 角 ケ 1 ス		片丸 カウンターケース		中 正面式 ケース	
"	"	"	"	"	"	"	"
高奥行口五尺五寸八寸腰ニユ一ム張	間口五尺	高奥行口二尺六寸腰ニユ一ム張	間口二尺五寸八寸腰ニユ一ム張	高奥行口五尺三寸五分硝子	間口五尺一寸八寸腰ニユ一ム張	高奥行口六尺高サ三寸五分硝子	間口四尺五寸
丸硝子及棚引戸厚硝子	丸及引戸天棚厚硝子	他ハ一分硝子	三方アングル立腰ニユ一ム張	他一分硝子	他一分硝子	他一分硝子	他一分硝子
二荷造費	二荷造費	"	"	一荷五造費	"	"	"
四四〇、〇〇	二六〇、〇〇	二二五、〇〇	一五八、〇〇	一〇〇、〇〇	八八、〇〇	七七、〇〇	荷造費

121

店頭用三段式陳列臺		櫈材	
"	"	"	間口五尺
高サ二尺三寸	高サ二尺三寸	高サ二尺三寸	間口三尺
高サ二尺五寸	高サ二尺五寸	高サ二尺五寸	奥行一尺七寸
高サ二尺五寸	高サ二尺五寸	高サ二尺五寸	高サ三尺五寸
廻轉車付		荷造費	
"	"	"	二二五、〇〇
七〇、〇〇	五七、〇〇	二二五、〇〇	八八、〇〇
"	"	"	荷造費
"	"	"	荷造費

120

勾配用ケース		勾配上置附合ケース	
"	橋材奥行一尺五寸寸	間口四尺	高サ三尺五寸寸
高サ三尺五寸寸	奥行一尺五寸寸	間口三尺	高サ三尺五寸寸
"	他棚一分硝子	高サ二尺	高サ二尺
"	天棚上厚硝子	高サ二尺二寸	高サ二尺二寸
"	全部厚硝子	高サ三尺三寸	高サ三尺三寸
"	木椽無シ	高サ三尺五寸	高サ三尺五寸
五七、五〇	四九、〇〇	七七、〇〇	六六、〇〇
"	荷造費	"	"
八二、五〇	四六、〇〇	荷造費	"

丸型引手付ケース	小型土間置ケース	片丸小型土間置ケース
間口五尺 奥行一尺八寸他ハ一分 高サ五尺五寸腰ニユーム張	間口二尺 奥行二尺 高サ五尺三寸腰ニユーム張	丸硝子及棚厚硝子入
三二〇、〇〇	一三七、〇〇	他一分硝子
二〇、〇〇	八八、〇〇	天棚厚硝子
三三〇、〇〇	五七、五〇	他一分硝子二枚入
二荷造費	荷造費	荷造費
一五、〇〇	九三、〇〇	"
二荷造費	八六、五〇	"
一荷造費	五五、〇〇	"
二荷造費	八六、五〇	"

傾斜付曲折ケース	二尺ケース	一尺五寸角ケース	一尺三寸角ケース	一角丸ケース	一角
"	"	"	"	"	"
奥行一尺五寸 内外法六、五×二、九 高サ四尺 三寸	間口一尺三寸 奥行一尺五寸 高サ五寸	間口一尺三寸 奥行一尺五寸 高サ四尺	間口一尺三寸 奥行一尺五寸 高サ四尺	橋材 奥行一尺五寸 高サ三尺五寸	間口一尺三寸 奥行一尺五寸 高サ一尺五寸
天中棚曲板厚硝子入 一枚開キ 天、中棚一分厚硝 子他ハ一分硝子入	天、中棚一分厚硝 子他ハ一分硝子入 一枚開キ	天、中棚正一分厚硝 子他ハ一分硝子入 一枚開キ	天棚尺巾一枚入上下自由 棚受付臺輪ニユーム張	天棚曲板厚硝子 棚尺巾一枚入上下自由 棚受付臺輪ニユーム張	"
一枚開キ 天中棚曲板厚硝子入 又ハ一分足	一枚開キ 天、中棚一分厚硝 子他ハ一分硝子入	一枚開キ 天、中棚一分厚硝 子他ハ一分硝子入	一枚開キ 天棚正一分厚硝 子他ハ一分硝子入	一枚開キ 天棚正一分厚硝 子他ハ一分硝子入	"
二〇三、五〇	四三、〇〇	四五、〇〇	二五、〇〇	二八、〇〇	三〇、八〇
一荷五造費	"	"	"	荷造費	荷造費

砂糖入ケース	床上賣場用ケース	橋材奥行一尺五寸	間口五尺
"	"	高サ三尺五寸	間口三尺
高サ三尺	高サ三尺	高サ三尺	高サ三尺
奥行一尺七寸	奥行一尺七寸	奥行一尺七寸	奥行一尺七寸
"	"	"	"
格一個間一俵入	裏面抽出二ヶ付	天棚厚硝子 他ハ一分硝子入 裏面抽出三ヶ付	天棚厚硝子 他ハ一分硝子入 裏面抽出三ヶ付
"	"	"	"
六五、〇〇	五七、五〇	四八、九〇	六九、〇〇
荷造費	荷造費	荷造費	荷造費

日本金錢登錄器		NARROW	名稱	(2) 金錢登錄器
			型式、能力又八寸度	價額備考
A一七五一H	A一七四一E	A一七四一H	A一七三一H	N七二一〇
"	"	E		N七二四〇
N七三〇六	N七三〇二			N七二四六
七五六G				N七二一〇
A一七五一H	A一七四一E	A一七四一H	A一七三一H	N七二一〇
一、四八〇、〇〇	一、四二〇、〇〇	一、二九〇、〇〇	一、二一〇、〇〇	九七五、〇〇
九七五、〇〇	八七五、〇〇	七五〇、〇〇	六二五、〇〇	五七〇、〇〇
一、三六〇、〇〇	一、二一〇、〇〇	一、二九〇、〇〇	一、四二〇、〇〇	一、四八〇、〇〇

置ケ	曲折ケ	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス	ス
檣材	間口外法五、五×四、〇	天中棚曲厚板硝子	他八一分硝子入中子	他一分硝子	天棚厚硝子	臺輪又八足	一枚入中子	一荷造費	一荷造費	一荷造費	一荷造費
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
高サ三尺三寸	高サ三尺五寸	高サ三尺五寸	高サ三尺五寸	高サ三尺五寸	高サ三尺五寸	高サ三尺五寸	高サ三尺五寸	高サ三尺五寸	高サ三尺五寸	高サ三尺五寸	高サ三尺五寸
高サ五尺	高サ五尺	高サ五尺	高サ五尺	高サ五尺	高サ五尺	高サ五尺	高サ五尺	高サ五尺	高サ五尺	高サ五尺	高サ五尺
奥行一尺五寸	奥行一尺五寸	奥行一尺五寸	奥行一尺五寸	奥行一尺五寸	奥行一尺五寸	奥行一尺五寸	奥行一尺五寸	奥行一尺五寸	奥行一尺五寸	奥行一尺五寸	奥行一尺五寸
間口二尺	間口二尺	間口二尺	間口二尺	間口二尺	間口二尺	間口二尺	間口二尺	間口二尺	間口二尺	間口二尺	間口二尺
三尺五寸	三尺五寸	三尺五寸	三尺五寸	三尺五寸	三尺五寸	三尺五寸	三尺五寸	三尺五寸	三尺五寸	三尺五寸	三尺五寸
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
他一分硝子	棚厚硝子	他一分硝子	他一分硝子	他一分硝子	他一分硝子	他一分硝子	他一分硝子	他一分硝子	他一分硝子	他一分硝子	他一分硝子

NATIONAL

A F 一七三一 H
八四二 H

一、三一〇、〇〇
一、四七五、〇〇

" E
八五一 H

一、七二五、〇〇
一、五五〇、〇〇

一、八〇〇、〇〇

(五) 轉廢業者共助施設及共助資金利子補給要綱

轉廢業者共助施設及共助資金利子補給實施ニ關スル件

(昭和十六年九月五日十六振第五六七九號)
(商工次官大藏次官農林次官ヨリ各地方長官宛通牒)

時局ノ要請ニ應ジ轉廢業ヲ餘儀ナクセラレタル中小商工業者ニ對シテハ政府ノ施設ニ俟ツノミナラズ先ヅ其ノ所屬組合等ノ同業者團體等ヲシテ相互共助ヲ行ハシムルコト極メテ肝要ナルヲ以テ今般別紙「轉廢業者共助施設及共助資金利子補給要綱」ニ依リ轉廢業者ニ對スル共助施設ヲ實施セシムルト共ニ共助施設ニ必要ナル資金ノ借入ニ對シテハ利子ヲ補給スルコト相成候ニ付テハ貴管下ニ

於テモ右趣旨ニ則リ周到ナル指導監督ヲ爲シ以テ所期ノ目的達成ニ遺憾ナキ様格別ノ配慮相成度依命此段及通牒候也

轉廢業者共助施設及共助資金利子補給要綱

一、趣旨

轉廢業ニ對スル施策ハ政府ノ施設ニ俟ツノミナラズ同業者ノ共助ニ依ルノ要アリ、從テ時局ノ要請ニ應ジ轉廢業セントスル中小商工業者ニ對シテハ先ヅ同業者ノ組織スル團體等ニ於テ相互共助ノ精神ニ立脚シ此等轉廢業者ノ資產ノ整理等ヲ行ヒ以テ轉廢業ノ圓滑ナル實施ヲ促進スルモノトス

二、共助ノ主體

商業組合(聯合會ヲ含ム)、工業組合(聯合會ヲ含ム)、小組合、有限會社其ノ他ノ企業合同體及統制會等トス

三、共助ノ種類及方法

同業者ノ共助施設ハ左ノ方法ニ依ルモノトシ具體的ニ行政官廳ノ指導斡旋ヲ受ケタル場合ニ限ルモノトス

(一) 營業用資產ノ引取

轉廢業者ガ業務ノ用ニ供シタル機械設備其ノ他ノ資産ノ全部又ハ一部ヲ同業者團體、合同企業又ハ存續企業ニ於テ一定評價額ヲ以テ引取ルモノトス

前項ノ評價額ハ資金ノ借入ヲ要スル場合ニ於テハ轉廢業者資產評價地方委員會ノ答申ニ基キ地方長官ノ決定セル評價額ニ依ルモノトス

(二) 金錢ノ給付

轉廢業者ニ對シ一時ニ又ハ數ヶ年以内ニ於テ月、半年又ハ年賦ヲ以テ金錢ヲ給付スルモノトス此ノ場合ニ於ケル給付金ノ額ハ原則トシテ轉廢業直前三ヶ年間ノ平均年純益額ノ三ヶ年乃至十ヶ年分程度ヲ基準トス

前項ノ平均純益額ノ計算ニ付テハ國民更生金庫ニ於テ轉廢業者ノ資產引受ヲ爲ス際ニ於ケル平均純益額ノ計算ニ準ズルモノトス

(三) 其ノ他行政官廳ノ承認アリタルトキハ當該業種業態ニ應ジ實情ニ即シタル方法ヲ採用スルコトヲ得

四、共助資金

第三號ニ依リ共助施設ニ要スル資金ハ共助主體ノ收入スル配給手數料若ハ其ノ收益ノ一部ヲ先づ之ニ充當シ又ハ共助主體ニ於ケル既存積立金ノ一部ヲ取崩シ之ニ充當スルモノトシ尙不足スル部

五、共助資金ノ借入

(一) 共助資金ヲ借入スル場合ノ手續ハ別紙「共助資金取扱要綱」ニ依ルモノトス
借入金ヲ爲シタル場合ニ於テハ爾後ニ於テ收入スペキ配給手數料又ハ收益ノ一部ハ之ヲ借入金ノ償還準備金トシテ積立ツルモノトス

六、共助資金利子補給

借入金ニ對シ支拂期限到達シタル利子ノ全額ヲ國庫ヨリ共助主體ニ補給ス
共助資金利子補給ノ手續ハ別紙「共助資金取扱要綱」ニ依ルモノトス
(別 紙)

共助資金取扱要綱

一、組合等ノ團體ニ於テ本資金ノ融通ヲ受ケントキハ共助資金借入申込書(別紙様式第一號)
二通ヲ作成シ一通ヲ管轄地方長官ニ一通ヲ國民更生金庫ノ最寄事務所ニ提出スルモノトス

二、組合等ノ團體ハ共助資金借入申込ト同時ニ共助資金借入利子補給申請書（別紙様式第二號）ヲ地方廳ヲ經由シ商工大臣ニ提出スルモノトス

三、地方長官竝ニ國民更生金庫一號ノ借入申込書ヲ受理シタルトキハ兩者協議ヲ遂げタル上地方長官ニ於テ本資金ノ融通ヲ適當ト認メタルモノニ對シ國民更生金庫ニ於テ貸付ヲ爲スモノトス

四、國民更生金庫前號ノ貸付ヲ爲シタルトキハ共助資金貸付報告書（別紙様式第三號）ヲ商工大臣ニ提出スルモノトス

五、共助資金ヲ借入タル組合等ノ團體（以下單ニ借受主體ト稱ス）ハ支拂期限到達セル利子ノ補給ヲ受ケントスルトキハ共助資金借入利子補給金交付請求書（別紙様式第四號）ヲ地方廳ヲ經由シ商工大臣宛提出スルモノトス

六、借受主體ハ政府ヨリ支給サルベキ補給金ノ受領ヲ國民更生金庫ニ委任爲シ得ルモノトス

七、借受主體ハ本資金ヲ一部繰上償還又ハ全額償還ナシタルトキハ共助資金一部繰上償還報告書（別紙様式第五號）又ハ共助資金償還報告書（別紙様式第六號）ヲ地方廳ヲ經由シ商工大臣宛提出スルモノトス

共助資金關係諸様式

「別紙」樣式第一號（用紙ハ總テ日本標準規格B列五番ニ據ルコト）

共助資金借入申込書

一、金額 圓
二、資金ノ用途 轉廢業者ノ營業用資產ノ引取、金錢ノ給付、其ノ他何々
三、償還方法 半年賦（又ハ何々）
四、期限 何年据置何年何月迄ニ償還
右ニ依リ共助資金融通相受度申込ニ關スル調書相添ヘ此段申込候也

年

月

日

主タル事務所ノ所在地

何々組合

名印

地方長官 氏名 各 宛
國民更生金庫理事長氏名

備考（一）組合以外ノ借入申込ハ之ニ準ズルモノトス 以下同ジ

（二）擔保又ハ保證人アルトキハ期限ノ次ニ一項ヲ設ケ擔保物ノ明細又ハ保證人ノ氏名ヲ記載スルコト

附 屬

共助資金借入申込ニ關スル調書

主タル事務所ノ所在地

何々

組合

(一) 共助計畫ニ對スル財源ノ内譯

計	所要額 財源ノ内譯	自己資金	借入金	其ノ他
營業用資產ノ引取				
金錢ノ給付	圓			
其 他	何々	圓	圓	圓
計				計
				備 考

注意事項 金錢ノ給付ノ方法ヲ具體的ニ備考欄へ記載ノコト

(二) 共助計畫ノ內容

何 ノ氏名	轉廢業者	資產ノ 内容	資產ノ 數	引 量	引取價額	金錢ノ給付	其他何々	合 計	備 考
何 某	一、倉工店 二、宅土 三、機械設備 四、庫場舗物 五、地地	何 計 何 々々 何 々々 何 々々 何 々々	何 點 臺 坪 坪 坪 坪	圓 圓 圓 圓 圓 圓	圓 圓 圓 圓 圓 圓	圓 圓	圓	圓	圓

(三) 共助資金償還財源及償還豫定表

年 度 別	償 還 額	手 數 料	使 用 料	積 立 金	財 產 賣 却	財 源
昭和 年度	圓	圓	圓	圓	圓	圓
計	圓	圓	圓	圓	圓	圓

別紙様式第二號

年

月

日

主タル事務所ノ所在地

何々組合

理事長 氏

名印

商工大臣名宛

申 請 書

當組合儀今般所屬ノ轉廢業者（何某外何名）ニ對シ（營業用資產ノ引取、金錢ノ給付、其他何々）ノタメ共助資金ヲ借入申込候ニ付借入ノ上ハ利子補給相成度借入申込書寫相添此段及申請候也

別紙様式第三號

年 月 日

主タル事務所ノ所在地

國民更生金庫

理事長 氏

名印

共助資金貸付報告書

今般別紙ノ通貸付仕候條共助資金取扱要綱第四ノ規定ニ依リ此段及報告候也

別紙

一、貸付番號	二、借受主體	三、貸付年月日	四、貸付金額	五、貸付金ノ用途	六、利	七、償還方法	八、据置期限	九、最終償還期日
何々第 年 月 日	何々組合 號	年 月 日	圓 元	轉廢業者ノ營業用資產ノ引取、金錢ノ給付、其他何々	年 分 厘	半年賦(又ハ何々)	年 月 日	日

注意事項 本報告書ニハ償還年次表ヲ必ズ添付スルコト

貸付元金	圓	利率	貸付年月日	年月日
			最終償還期日	年月日
償還期日	貸付現在額	償還額		
		償還元金	利息	計

年	月	日
主タル事務所ノ所在地		
何々組合		
商工大臣名宛	理事長	氏
名印		
共助資金借入利子補給金交付請求書		
昭和 年 月 日附商工省指令 振第	號ニ依リ共助資金借入利子補給方指令相	
成候處右指令ニ基キ昭和 年度 何半期分利子 何圓 何錢也支拂期限到達致候ニ付	補給金交付相成度指令附帶ノ命令條項第二ニ依リ關係書類相添此段及請求候也	

主體	借受	
金額	借入	
現在額	借入	
	利 率	
	期 据 置	
	還期限	最終於償
	拂期限	利子支
	上 期	利子補給金
	下 期	年度
		備 考

別紙様式第五號

年 月 日

主タル事務所ノ所在地
何々組合

理事長

氏名(印)

商工大臣名宛
共助資金一部繰上償還報告書
何年何月何日附借入ノ共助資金今般左記ノ通一部繰上償還致候條指令附帶ノ命令條項第四ニ依
リ此段及御報告候也

記

- 一、借入年月日
- 二、借入金額
- 三、契約上ノ最終償還期日
- 四、年次表ニ依ル償還金額
- 五、一部繰上償還年月日
- 六、償還金額
- 七、一部繰上償還後ノ元金残高

注意事項 繰上償還後ノ變更年次表ヲ必ず添付スルコト

別紙様式第六號

年 月 日

主タル事務所ノ所在地

何々組合

理事長 氏

名(印)

商工大臣名宛

共助資金償還報告書

何年何月何日附借入ノ共助資金今般左記ノ通全額償還致候條指令附帶ノ命令條項第四ニ依リ此
段及御報告候也

記

- 一、借入年月日
- 二、借入金額
- 三、契約上ノ最終償還期日
- 四、償還年月日

(六) 萺子工業整理統合要綱

菴子工業者ノ整理統合ニ關スル件

(昭和十六年十月十六日十六食第七三四九號)
(農林省總務局長農林省食品局長ヨリ各地方長官宛通牒)

菴子ノ配給統制ニ關シテハ曩ニ通牒致置候菴子配給統制要綱ニ依リ之ヲ實施シツツアル處計畫配給ノ圓滑適正ヲ期スル爲ニハ菴子ノ規格及品種ノ單純化ヲ圖リ以テ計畫的生產ニ移行セシムルノ要アルト共ニ之ニ對應シテ企業經營ノ合理化ヲ圖リ他面勞務動員計畫遂行ニ資スル爲現在ニ於ケル菴子工業者ニ付適正ナル整理統合ヲ爲スノ要アルニ鑑ミ先般來日本菴子工業組合聯合會ヲシテ銳意之ガ研究ヲ爲サシメツツ有之候處今般別紙ノ通菴子工業整理統合要綱ノ成案ヲ得候ニ付テハ適切ナル措置ト被認ヲ以テ之ニ依リ菴子工業者ノ整理統合ヲ實施スルコトト致度候條貴管下ニ於ケル菴子工業者ニ對シ左記ニ依リ可然御指導相煩度此段及通牒候也

追而毎月末ニ於ケル整理統合ノ進捗狀況ニ關シテハ翌月十日迄ニ報告相成度尙整理統合ニ依リ生ズル餘剩設備ニ關シテハ國民更生金庫等ノ利用方ニ關シ目下準備中ニ付爲念申添候

記

一、要綱ニ整理統合ノ範圍ノ基準量ハ地方實情ニ應ジ適切ナル標準ニ變更シ得ルモノトスルモノ右ノコト

二、要綱ニ(一)廢業ノ場合ノ米菴業者等ノ使用原料タル米類等ノ受給期間ヲ變更スル場合ハ豫メ
變更セントスル理由及變更起算日並ニ其ノ期間ヲ本省ニ打合スルコト

菴子工業者ノ整理統合ニ關スル件

(昭和十六年十月十六日十六食局第四八五三號)
(農林省食品局長ヨリ日菴工聯理事長宛通牒)

昭和十六年九月十日貴聯合會臨時總會ニ於テ決議セル轉廢業對策要綱ニ關シテハ別紙ノ通改訂ノ上
實施相成様致度此段及通牒候也

菴子工業者ノ整理統合ニ關スル件

(昭和十六年十月十六日十六食第七三四九號)
(農林省總務局長農林省食品局長ヨリ日菴工聯理事長宛通牒)

今般貴聯合會ニ於テ企圖セラレタル整理統合要綱ニ基ク菴子工業ノ統合ハ時局下適切ナルモノト被認ニ付本日別紙ノ通各地方長官及關係方面ニ對シ通牒致置候條所屬組合ニ對シ整理統合ニ當リテハ夫々地方長官ノ指示ヲ受ケシメ萬遺憾ナカラシムル様可然取計相成度此段及通牒候也

菓子工業整理統合要綱通牒ニ關スル件

(昭和十六年十月廿一日日菓發第一一五六號
日菓工聯理事長ヨリ各道府縣菓子工聯宛通牒)

昭和十六年九月十日本會總會ニ於テ御決議相成候轉廢業對策要綱ハ其後農林省ニ於テ御審議中ノ處別紙ノ通リ菓子工業整理統合要綱トシテ本月十六日附食第七三四九號ヲ以テ地方長官宛通牒相成候ニ付貴聯合會ニ於テモ右要綱ニ基キ貴府縣御當局御指導ノ下ニ即日御實施相成度此段及通牒候也

菓子工業整理統合要綱

一、根本方針

菓子規格ノ制定、品種ノ制限、配給統制ノ實施ニ加フルニ製菓原料ノ配給量益々減少ノ傾向ニアリ從ツテ菓子工業者全般ニ亘リ企業經營ノ合理化ヲ圖リ餘剩勞力ヲ國家ノ要請スル方面ニ向クル爲メ本要綱ニ依リ之ガ整理統合ヲ爲スコト

二、整理統合ノ範圍

整理統合スル者ハ主要原料一ヶ月受給量ガ原則トシテ左記基準量以下ノ者ヲ對象トス但シ地方實情ニ依リ之ヲ變更スル時ハ變更セントスル理由、其ノ基準量及當該地區ニ於ケル生産者數ヲ具ジ地方長官ノ承認ヲ受クルモノトス

主 要 原 料	基 準 量
砂 糖	千 斤
水 飴	三 百 七 十 貫
米	五 百 五 十 貫
小 麥 粉	二 百 四 十 貫
豆 類	四 百 貫

(二) 廢業ノ場合

- (1) 廢業セントスル者ハ其ノ原料受給權ヲ全國地區菓子工業組合又ハ道府縣菓子工業組合聯合會(又ハ之ニ代ルベキ菓子工業組合)ニ移譲シ全國地區菓子工業組合又ハ道府縣菓子工業組合聯合會(又ハ之ニ代ルベキ菓子工業組合)ハ之ニ對シテ廢業交付金ヲ給與スルモノトス
廢業交付金ハ申込期日ノ前月ヨリ起算シテ過去六ヶ月間ノ平均一ヶ月間ノ受給主原料ノ一二ツキ左ノ割合ニ依リ其ノ受給量ニ基キ之ヲ算定スルモノトス
(イ)砂糖ヲ主原料トスルモノニ付キテハ

砂糖一斤（百六十匁）ニ付

金五圓ノ割

（口）水飴ヲ主原料トスル白飴ニ付キテハ

二、三斤（三百六十八匁）ニ付

金五圓ノ割

（ハ）米ヲ主原料トスル米菓ニ付キテハ

三、四斤（五百四十四匁）ニ付

金五圓ノ割

（ニ）小麦粉ヲ主原料トスルビスケット焼物ニ付キテハ

一、五斤（二百四十匁）ニ付

金五圓ノ割

（ホ）豆類ヲ主原料トスル煎豆、揚豆ニ付キテハ

二、五斤（四百匁）ニ付

金五圓ノ割

(2) 本要綱ニ依リ廢業交付金ヲ受クル者ハ生産（生産卸又ハ生産小賣ヲ含ム）ノ營業ヲ廢止シタル者トス、但シ組合員相互間ニ於テ原料受給權ノ讓渡ヲナシタルトキハ全國地區菓子工業組合又ハ道府縣菓子工業組合聯合會（又ハ之ニ代ルベキ菓子工業組合）ハ廢業交付金ヲ給與セザルモノトス

(3) 廢業ヲ爲シ交付金ヲ受ケントスル者ノ申込期日ハ昭和十七年一月末日限リトス

(二) 企業合同ノ場合

(1) 企業合同ハ統合ニ依ル砂糖其ノ他ノ主要原料及設備等ヲ考慮シ能率工場ヲ中心トシ最モ合理的の經營ニ適合スル企業體ニ組織セシムルコト

(2) 合同ハ原則トシテ有限會社組織ニ依ラシムルコト構成人員數及地域等ヲ十分考慮シテ經營體ノ數ヲ定ムルコト

三、廢業交付金

(1) 廉業交付金ニ充當スルタメ日菓工聯及全國地區工組並ニ道府縣工聯（又ハ之ニ代ルベキ菓子工組）ニ於テハ左ノ割合ニ依リ昭和十六年九月分ヨリ徵收積立ス

日菓工聯 道府縣工聯並全國地區工組（冰糖ヲ除ク）

砂 糖	一擔（百 斤）	ニ付	二十錢	六十錢
水 飴	一罐（六貫八百匁）	ニ付	三錢	九錢
米	一俵（五十六匁）	ニ付	六錢	十八錢
小麥粉	一袋（二十二匁）	ニ付	五錢	十五錢
豆 類	一俵（六 十 匹）	ニ付	八錢	二十四錢

(2) 廉業交付金ノ分擔割合ハ日菓工聯三割、道府縣工聯並ニ全國地區工組（冰糖ヲ除ク）七割

トス

(3) 廢業交付金ヲ支出スルタメ必要ナル場合ハ日菓工聯、道府縣工聯竝ニ全國地區工組ハ更生金庫ヨリ融資ヲ受クルコト

四、整理統合促進機關

- (1) 全國地區工組、道府縣工聯竝ニ所屬各組合ニ轉廢業對策委員會ヲ設置シ日菓工聯竝ニ道府縣當局ト連絡シ整理統合ノ調査、促進並ニ轉業ノ斡旋指導ヲナスコト
- (2) 前項ノ委員會ハ必要ニ應ジ關係當局並ニ日菓工聯トノ連絡ノ上地圖連絡會ヲ開催シ一層之ガ趣旨ノ徹底ヲ期スルコト

パン並ニ菓子・パンニ對スル整理統合基準量ニ關スル件

(昭和十六年十一月廿九日日菓十六發第一三五三號)
〔日菓工聯ヨリ各道府縣菓子工聯宛通牒〕

頭書ノ件要綱ニ明示無キ爲御照會ノ向有之候處・パン類製造專業者ニ對シテハ道府縣當局ト打合セ小麦粉ニ依リ適當ノ基準決定ノ上農林省ノ承認ヲ得テ御實施相成度、尤モ他ノ菓子トノ兼業者ニシテ砂糖ニ依リテ可ナル向キハ砂糖ヲ以テ要綱通り御實施願度爲念申添候

昭和十七年五月二十五日印刷
昭和十七年五月三十日發行

國民更生金庫と菓子製造業者資產評價

發行者 森 脇 圭 一 郎

東京市京橋區橫町二ノ一日菓工聯內
東京市京橋區湊町三ノ二

印刷者 木 藤 秀 雄

東京市京橋區湊町三ノ二
東京市京橋區橫町二ノ一

印刷所 三 豊 社 印 刷 所

東京市京橋區橫町二ノ一
菓業會館

日本菓子工業組合聯合會

發行所

電話京橋(56)一八九二・九九三一
振替 東京一四四六五三番

不許複製
賣品



424

224

終

